

芦屋市教育振興基本計画

(素 案)

平成22年7月

芦屋市教育振興基本計画策定委員会事務局

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨及び位置づけ	1
2 計画の期間及び施策の推進	1
第2章 芦屋の教育のめざす姿	2
第3章 教育施策の重点目標	6
第4章 教育施策の重点目標に対する具体的な取組内容	10
重点目標1 「確かな学力」を確立し、個性と創造性を伸ばす教育に 取り組みます	10
重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます	13
重点目標3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます	15
重点目標4 学校園・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの育成を 支えます	16
重点目標5 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会 づくりを推進します	18
資料編	
① 芦屋の教育に関する現状・課題	22
② 芦屋市の教育に関する現状データ	27

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

平成 18 年の教育基本法の改正により、「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」、「伝統の継承」などが、従来の理念に加えて新たに教育の目標に位置づけられるなど、新しい教育の基本理念が示され、国においては、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための教育振興基本計画を策定すること、また、地方公共団体においては、その地域の実情に応じた基本計画を策定するよう努めることと規定されました。

これを受けて、国は平成 20 年7月、兵庫県は平成 21 年6月に同計画を策定したところであり、本市においても新しい教育の方向づけが求められています。

本市は、全国でも有数の住宅都市として発展してきました。また、市民の教育に対する関心も高い地域です。そこで、「知識基盤社会」といわれる 21 世紀を心豊かにたくましく生きる力の育成を最重要課題のひとつとしてとらえ、「教育のまち芦屋」を発信できるよう、学力向上支援の取組を充実させてきました。また、平成 20 年から「子ども読書の街づくり」推進事業として、学校園・保護者・市民の参画と協働による「ブックワーム（本の虫）芦屋っ子」育成のための取組を強化し、児童生徒が読書に親しむ読書環境を整え、豊かな心を育む活動に努めてきました。

また、生涯学習の分野でも、「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できることを目的に生涯学習を推進できるよう努めてきました。

今後、情報化、国際化、少子高齢化が一層進み、経済の変化、制度改革など、社会の構造的な変化、また、学校や家庭、地域のあり方やその機能の変化の中で、自ら考え、判断し、たくましく生きる力の育成が、ますます重要となっています。

そこで、本市の実情に応じた“教育のめざす姿”を明確にするとともに、そのめざす姿を実現するための基本的な計画となる「芦屋市教育振興基本計画」を策定し、教育委員会が責任を持って取り組む中期的な考え方や具体的施策を、市民のみなさんをはじめ広く示すものとします。

なお、本計画の策定にあたっては、第4次芦屋市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

2 計画の期間及び施策の推進

本計画の対象期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

この間の本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校、教育関係機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、これらに沿って今後具体的施策を進めていきます。

計画の進捗状況については、教育委員会の事務事業評価と連動しつつ、その成果の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

第2章 芦屋の教育のめざす姿

本市においては従来から「人間力」の育成や「地域力」の向上に取り組んできました。あわせて豊かな情操と道徳心、自律心、公共の精神など、今、求められている教育の理念を示した改正教育基本法に基づき、今後とも子ども一人一人に「豊かな人間力」をはぐくんでいくことが求められています。その実現に向けて、信頼され魅力ある学校園のもとで成熟した地域社会と一体となって教育活動を進めていくことが重要です。

「教育のまち芦屋をめざして」

—信頼される学校園，成熟した地域ではぐくむ豊かな人間力—

教育のまち芦屋をめざして、本市が目指すべき人間像と、こうした人間像をはぐくむために、将来にわたって子どもたちに培うべき力を掲げると以下のとおりです。

1 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に向けて努力する人

【子どもたちが培う力】

- 幅広い知識や教養を身につけ、心身ともに健康で、豊かな情操や道徳心、命や人権を大切にする態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資質・能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培う

2 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、明日の芦屋の担い手となる人

【子どもたちが培う力】

- 思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の中で支え合い、地域に貢献しようとする意欲や態度を身につける。また、一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培う

3 我が国の伝統と文化を基盤として、幅広い知識やコミュニケーション能力等、世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

【子どもたちが培う力】

- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識、教養、柔軟な思考力に基づく判断力やコミュニケーション能力を培うなど、国際文化住宅都市の芦屋市民として国際社会の平和や発展に貢献する力を培う

また、こうした力を養い育てるためには、学校はもとより、家庭や地域は子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが自覚と責任を持ち、子どもたちの教育に社会全体で取り組んでいなければいけません。本市においては、これまでも市民の参画と協働により地域の人達が教育にかかわる機会の創出に努めてきています。今後は学校等の教育機関・家庭・地域において、それぞれの役割を担いつつ、それぞれが連携を進めていくことが重要です。

特に、本市でこれまで取り組んでいる教育の方向性を勘案し、今後5年間において育てたい“夢に向かってチャレンジする子どもの姿”として、次の4つの姿を掲げます。

芦屋で育てたい“夢に向かってチャレンジする子どもの姿”

- 1 課題をもち、解決に向けて生き生きと考える子どもを育てます。
- 2 共に生きようとする思いやりの心豊かな子どもを育てます。
- 3 体力を向上させ、健康的に生きる自覚をもつ子どもを育てます。
- 4 自ら本を手にとる子どもを育てます。

芦屋で育てたい“夢に向かってチャレンジする子どもの姿”を実現していく役割分担

育てたい子どもの姿1 課題をもち、解決に向けて生き生きと考える子どもを育てます。

家庭の役割	学校園の役割	地域の役割
(幼)・家の人とお話をしよう ・子どもをほめ、しかるを明確にしよう	(幼)・たくさんの体験をさせよう	(幼)・地域の教育資源について情報提供しよう ・自然や地域文化に触れる機会の提供しよう
(小)・家の人に今日のできごとを話すようにしよう ・子どもをほめ、しかるを明確にしよう ・家庭学習の支援（1日30分） ・テレビとゲームの時間を決めよう ・子どもの意思を大切にしよう ・図書館や美術博物館へ連れて行こう	(小)・自分の学習方法を見つけさせる ・課題を見つけることができるようにする ・達成感を味わえるようにする ・向上心を持たせる ・興味・関心を持たせる	(小)・社会の多様性やルールを教える場の提供しよう ・登下校の見守りなど地域で育まれていることを意識させよう
(中)・家族と話そう ・学習環境の整備（1日最低1時間） ・テレビとゲームの時間を決めよう ・学習計画を立てよう ・課題を解決する姿勢を育てよう	(中)・自分の学習方法を確立させる ・興味・関心を持たせる ・難しい課題に粘り強く取り組むことができるようにする ・計画的に取り組むことができるようにする ・将来への展望を持たせる ・学習環境を整備する	(中)・地域の教育資源について情報提供しよう ・ボランティアなど実社会を教える場の提供しよう ・図書館や美術博物館で社会性を身につける機会を支援しよう ・地域の課題をともに解決させる場を提供しよう

《具体的施策》

- 学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」に取り組みます..... 10 頁
- 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します..... 11 頁
- 教員の資質・実践的指導力の向上をめざし、教員研修の充実を図ります..... 15 頁
- 教員が子どもと向き合う時間を確保します..... 15 頁
- 快適で魅力ある学習環境を整えます..... 15 頁
- 幼小中間の連携を強化する取組を推進します..... 15 頁
- 幼稚園における子育て支援を進めます..... 16 頁
- 「開かれた学校づくり」を進めます..... 16 頁
- 生涯学習基盤の整備・拡充を図ります..... 18 頁
- 社会教育と学校園との連携を拡充します..... 18 頁
- 学習成果発表の場の構築します..... 18 頁

育てたい子どもの姿2 共に生きようとする思いやりの心豊かな子どもを育てます。

家庭の役割	学校園の役割	地域の役割
(幼)・おはよう、こんにちはをしっかりと言おう ・おかたづけをしよう ・生き物とふれあおう ・子どもを認めよう	(幼)・あそびのルールを守らせる ・約束を守らせる ・友だちと仲良くできるようにする	(幼)・幼児にあいさつの声をかけよう ・他の世代とともに地域活動に参加する企画をたてよう
(小)・あいさつをしよう ・お手伝いをしよう ・自分の身の回りの片づけをしよう ・こまっている人を助けよう	(小)・人の気持ちを大切にさせる ・いじめをなくさせる ・きまりを守らせる ・児童会活動を充実する ・人権についての学習を充実する	(小)・子ども会活動を活性化しよう ・コミスク活動を充実しよう ・地域での子どもの役割を与えよう ・高齢者や様々な環境の人への思いやりをはぐくもう ・あいさつの声をかけよう ・社会福祉協議会による研修をうけよう
(中)・言葉を大切にしよう ・家での役割を与えよう ・自分の立場・相手の立場を考えよう ・子どもの将来について、家庭で考えよう	(中)・規範を守らせる ・相手の立場で考え、いじめをなくさせる ・生徒会活動・部活動を充実する ・人権についての学習を充実する	(中)・ボランティア活動をしよう ・トライやるアクションに参加しよう ・地域での役割を分担させよう ・あいさつの声をかけよう ・防災訓練等へ参加しよう

《具体的施策》

- 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組みます..... 12 頁
- 人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育に取り組みます..... 14 頁
- いじめ・不登校等の課題に適切に対応するため、子どもたちの「心」を育てるシステムの充実に取り組みます..... 14 頁

育てたい子どもの姿3 体力を向上させ、健康的に生きる自覚をもつ子どもを育てます。

家庭の役割	学校園の役割	地域の役割
(幼)・早寝、早起きをしよう ・朝ごはんをしっかり食べさせよう ・身体を使った遊びをしよう ・屋外で遊ばせよう	(幼)・外で遊ばせる ・集団遊びをさせる ・身体のことを知ることができるようにする	(幼)・ラジオ体操に参加しよう ・親子で遊ぶイベントに参加しよう
(小)・あいさつ、手伝いを実践しよう ・早寝、早起き、朝ごはんを実践しよう ・おだやかな心を保てる環境をつくろう ・身体を丈夫にしよう ・一緒に走ろう	(小)・体育授業を改善する ・心身の健康に関する指導を行う ・姿勢をよくさせる ・20分休みは外で遊ばせる	(小)・スポーツクラブ21ひょうご ・子どもみこしやだんじり ・放課後子どもプラン ・地域スポーツイベント ・日常でできる運動をすすめよう
(中)・早寝、早起き、朝ごはんを実践しよう ・心の健康を維持しよう ・健康的な生活をしよう	(中)・心身の健康に関する指導をする ・体育授業を改善する ・姿勢をよくさせる ・運動部活動のあり方を検討する	(中)・スポーツフォーエブリワン ・小学生向けコーチ補助として登録しよう

《具体的施策》

- 体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組みます 12 頁
- 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実に取り組みます 13 頁
- 自らの命を守る安全教育に加え、震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します 13 頁
- 地域社会の諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します 16 頁
- 子どもたちの安全・安心な活動拠点を提供します 17 頁
- 家庭内教育の重要性の浸透を図ります 17 頁
- 「芦屋市スポーツ振興基本計画（後期5か年計画）」による施策を展開します 19 頁

育てたい子どもの姿4 自ら本を手にとる子どもを育てます。

家庭の役割	学校園の役割	地域の役割
(幼)・1日10分の読み聞かせをしよう ・本の楽しさを味わおう	(幼)・読み聞かせを行う ・読んだ本に関連した活動を実施する	(幼)・読み聞かせの会を開こう ・人形劇等物語の世界へ誘導しよう
(小)・1日20分の読み聞かせをしよう ・家族で本を読もう ・本を身近に準備しよう ・家族一緒に図書館や本屋へ出かけよう	(小)・朝読書を実施する ・スタンプラリー ・身近に本がある環境を作る ・さまざまな種類の本に出会う ・司書の配置を充実する	(小)・読書ノート ・読み聞かせの会 ・地域での読書活動（図書館、書店等）
(中)・家読運動を実践しよう ・読んだ本や新聞記事について家族で紹介したり感想を言いあったりしよう	(中)・朝読書を実施する ・読書ノート ・司書の配置を充実する ・友達どうして本について情報交換できるようにする ・学校図書館を活用した教科指導を行う	(中)・公共図書館の読書案内を支援しよう ・地域での読書活動推進を（集会所、書店等）しよう

《具体的施策》

- 学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」に取り組みます 10 頁
- 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組みます 12 頁

第3章 教育施策の重点目標

芦屋の教育のめざす姿を実現するための教育施策の重点目標を定め、それぞれについての基本的認識やめざすべき方向を示します。

1 「確かな学力」を確立し、個性と創造性を伸ばす教育に取り組みます

「知識基盤社会」といわれるこれからの時代の中で、子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、個人として豊かな人生を送るためには、「豊かな人間力」をはぐくむこと、すなわち、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てることが重要です。

全国学力・学習状況調査によると、本市の児童生徒は知識や技能の定着については一定の成果が認められるものの、それらを活用する力や学習意欲、学習習慣、生活習慣に課題があり、このような子どもの状況をふまえた学力向上に取り組み、「確かな学力」を確立することが求められています。

また、社会のモラルの低下、家庭や地域の教育力の低下などが、子どもたちの豊かな心の育成に影響を落としており、学校園・家庭・地域が連携して人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度など、人生や新しい社会を切り拓く基盤となる力を育成することが求められています。

さらに子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘される中、人間形成の基盤である「健やかな体」を育成することが重要です。学校教育はもとより、地域においても、幼少時から子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備するとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進することが求められています。

「豊かな人間力」の育成に関しては、発達段階に応じた教育を行うことが重要であり、生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期の教育の充実が、これからの学校における教育への円滑な接続の観点からも求められています。加えて、社会の複雑化や構造化が進む中、望ましい勤労観、職業観をはぐくむため、各学校におけるキャリア教育の充実が求められています。

また、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある子どもたちに対しては、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、幼稚園から中学校までを通じた支援体制を構築し、適切な教育的支援の充実を図ることが重要になります。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- (1) 「確かな学力」の確立に向け、学力向上方策の充実を図ります。
- (2) 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します。
- (3) 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組みます。
- (4) 体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組みます。
- (5) 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実に取り組みます。

2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます

本市では、阪神・淡路大震災の復興の過程の中で、「命の大切さ」を実感し、「助け合いの精神」を学ぶとともに、「困難や逆境に負けない強い心」をはぐくむ教育を推進してきました。

今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別など、様々な人権問題が生じています。特に次世代を担う子どもたちに関しては、いじめや虐待などの事態が深刻化しています。

さらに新渡日の人々を含む多くの外国人児童生徒においては、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、学校生活にうまく適応できなかつたりする等、数々の問題も生じています。そのため市民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育の取組を一層推進し、全ての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな共生社会を実現することが求められています。

また、いじめや不登校等で悩んでいる子どもの数は依然として少なくなく、子どもの悩みなどを積極的に受け止め、適切に対応することが求められています。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- (1) 自らの命を守る安全教育に加え、震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- (2) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育に取り組みます。
- (3) いじめ、不登校等の課題に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実に取り組みます。

3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます

本市の特徴として、私立の小中学校を選択する家庭の割合が特に高いことがあげられます。こうした家庭が私立学校を選択する理由には、中高一貫教育等、私立学校の特色ある教育をあげる一方で、公立学校に対する学習指導、生徒指導・学習環境全体への不満や不安を感じているケースも少なくない状況があります。公立学校が子どもや保護者、地域にとって魅力あるものとなり、積極的に地域の学校を選択していくよう、教育環境の整備や、新たな学校間の連携システムの確立などに取り組むことが必要です。

また、幼稚園においては、保育所との連携を進めるとともに、預かり保育等、幼稚園の機能を生かした子育て支援を実現していくことが求められます。

加えて、学校園は自校の教育活動について、積極的に情報公開に努めるなど、開かれた学校づくりを一層進め、学校園と家庭、地域との信頼関係を確立することが重要です。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- (1) 教員の資質・実践的指導力の向上をめざし、教員研修の充実を図ります。
- (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保します。
- (3) 快適で魅力ある学習環境を整えます。
- (4) 幼小中の連携を強化する取組を推進します。
- (5) 幼稚園における子育て支援を進めます。
- (6) 「開かれた学校づくり」を進めます。

4 学校園・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの育成を支えます

本市では、自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって地域の活動を行っています。そのような中で、平成20年6月に取りまとめた「生涯学習に関する意識調査報告書」によると、以前に比べ家庭や地域の教育力が低下しているとの結果が出ました。

家庭の教育力の低下の最大理由としては「子どもに対して、過保護、甘やかしすぎや過干渉な親の増加」、地域の教育力では「他人との関与を歓迎しない」となっています。

今後、家庭と地域がそれぞれの教育力低下要因を克服し、子どもたちの育成を支える核となることが求められています。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- (1) 地域社会が一体となって子どもたちの育成を支えるため、自治会、コミュニティ・スクール、PTA代表などをはじめとする諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。
- (2) 子どもたちの安全・安心な活動拠点として、放課後や週末などの学校を活用し、地域の人々の参画を促し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。
- (3) 家庭の教育力については、PTCA活動等の活性化支援をとおして、子育ての不安低減を目指すとともに、各家庭における家庭内教育の重要性の浸透を図ります。

5 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

多様化、高度化、個別化する学習ニーズに対応し、学習者にとって利用しやすい学習機会を拡充するためには、「いつでも、どこでも、だれでも」が活用できる、情報発信や講座開設などのソフト面と、関連施設（ハード面）をともに充実させる必要があります。

また、市民が日常生活のなかで「芦屋文化」を身近に感じられる環境づくりを進め、心豊かな社会の形成を目指すため、芦屋市文化基本条例に基づく市長部局と連携した取り組みも必要です。

これらの取り組みをとおして、各個人の学習成果が地域社会における活動推進や課題解決に活かすことができるようになれば、地域社会全体の持続的な教育力の向上が可能となります。

スポーツ活動は、運動競技、健康、体力づくりのほか、仲間同士のふれあいや交流を通して、明るい地域社会を形成するためにも大きな役割を果たします。市民がいつでもどこでも気楽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりの推進が不可欠です。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- (1) 生涯学習基盤の整備・拡充を図ります。
- (2) 社会教育と学校教育との連携を拡充します。
- (3) 様々な機会を活かした、学習成果発表の場を構築していきます。
- (4) 「芦屋市スポーツ振興基本計画（後期5か年計画）」による施策を展開していきます。

第4章 教育施策の重点目標に対する具体的な取組内容

重点目標1 「確かな学力」を確立し、個性と創造性を伸ばす教育に取り組みます

(1) 学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」に取り組みます

施策1 基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力の育成など、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を創造し、児童生徒が「確かな学力」が身につけられるよう研究を推進します。

☆学力向上支援事業の充実

※普通の授業で、自分の考えを発表する機会が与えられていると思う児童生徒の割合
小学校 76% 中学校 58% (21年度) → さらなる向上 (27年度)

※国語、算数・数学の授業がよくわかると答えた児童生徒の割合
小学校 81%, 82% 中学校 70%, 71% → さらなる向上 (27年度)

施策2 児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査、または市独自の学力調査を継続的に実施します。あわせて、その結果から児童生徒の学力や学力と学習状況の関係等を分析、検証し、課題の改善に向けた取組を支援します。

☆学力調査の実施

施策3 児童生徒の学力差に対応するため学習指導補助員の適切な配置と有効な指導についての研究を推進します。

☆学習指導員の配置

☆教育ボランティアの配置

※学力低位の児童生徒の中で、学力の向上が見られた児童生徒の割合
→ 対象児童生徒の中の80%の児童生徒の学力が向上 (27年度)

施策4 子ども読書の街づくり推進事業の成果と課題を踏まえ、豊かな言語力や表現力を育成する観点から、朝読書や家読運動の推進等、読書活動のさらなる充実を図ります。また、学校図書館の環境整備及び利用促進に向けて学校図書 of 電算化・ネットワーク化を進めます。

☆「ブックワーム芦屋っ子」の育成

☆学校図書館の環境整備

※児童生徒の年間図書利用冊数

小学校 45 冊 中学校 5 冊（21 年度） → 小学校 60 冊，中学校 12 冊（27 年度）

※読書が好きと答えた児童生徒の割合

小学校 48%（21 年度） → 60%（27 年度）

中学校 26%（21 年度） → 35%（27 年度）

（2）情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します

施策1 教育用PCの適切な整備に努めるとともに、子どもたちが情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や「情報モラル」を適切に身に付けるための指導を充実させます。

☆情報教育の推進

施策2 中学校の英語教育や小学校における外国語活動の充実を図るとともに、小学校と中学校が連携し、一貫性のある外国語教育を推進します。

☆小学校外国語活動の推進

※外国語活動アンケート結果（活動が楽しかったと答えた児童の割合）

93%（21 年度） → 93%以上（27 年度）

施策3 児童生徒に勤労観や職業観を養い、将来の職業や生き方についての自覚を促すために、小学校段階からキャリア教育を推進します。

☆トライやる・ウィークの充実

☆特色ある学校園づくりの推進

※トライやる・ウィークアンケート結果（活動が充実していたと答えた生徒の割合）

92%（21 年度） → 92%以上（27 年度）

※教育ボランティアの活用数

のべ 504 人（21 年度） → さらなる活用（27 年度）

(3) 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組みます

施策1 子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などをはぐくむため、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制のもと、道徳教育の指導計画づくりや指導方法・指導体制に関する研究や教材の作成等に取り組みます。

☆幼稚園教育の充実

☆生徒指導の充実

☆道徳教育の充実

☆文化体育活動の充実

※児童生徒の生活質問紙調査

学校の決まりを守っていると回答した児童生徒の割合

小学生 31% 中学生 57% (21年度) → 規範意識のさらなる向上 (27年度)

自分にはよいところがある回答した児童生徒の割合

小学生 38% 中学生 18% (21年度) → 自尊感情のさらなる向上 (27年度)

施策2 生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるために自然体験活動や集団宿泊訓練、職場体験活動、奉仕活動や文化芸術活動など、芦屋市の特色を生かした様々な体験活動の機会を提供します。

☆環境体験・自然学校の推進

(4) 体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組みます

施策1 児童生徒の体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導の改善に活用するため、全国体力・運動能力調査を実施し、その結果から児童生徒の体力と運動習慣との関係进行分析・検証し、学校や地域における体力向上の取組を推進します。

☆小学校5年生以上の児童と中学校全生徒を対象に体力テストを実施

☆教育研究部会の中に「体力向上」の部会を設置し、有効な指導方法について研究

※体力テストの結果

ほとんどの種目が県平均を下回っている (21年度)

→ 体力テストの半数以上の項目が、県平均を上回る (27年度)

施策2 家庭・地域と連携した健康教育及び食育を推進します。

☆学校給食の充実

☆食育の推進

(5) 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実に取り組みます

施策1 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行なうため、障がいのある児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成し、個に応じた指導・支援の充実を図る。また、特別支援教育センターの学校支援のための機能のさらなる拡充を図ります。

☆特別支援教育の推進

※個別の指導計画の作成状況

小中学校の個別の指導計画作成率 → 100%（27年度）

施策2 障がいのある子どもの就学前と就学後の指導の接続を円滑に行うシステムを充実させます。

☆特別支援教育の推進

重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます

(1) 自らの命を守る安全教育に加え、震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します

施策1 学校園や地域全体が安全、安心な環境となるよう、地域と連携した安全教育及び防犯教育を実施するとともに、子ども自身が自らの危険を予測し、自ら安全に行動できる力を身につけさせます。

☆安全教育の推進

※CAPの児童・保護者、教員の参加率

3年生児童が参加（21年度）→ 事業のさらなる充実（27年度）

施策2 震災の教訓を語り継ぐことの大切さを踏まえ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる新たな防災教育を推進します。

☆学校防災教育の推進

(2) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育に取り組みます

施策1 人権にかかわる今日的な課題の解決に向けて、主体的に行動できる子どもを育成します。

☆人権教育の推進

☆国際理解教育の充実

施策2 異なる文化的背景をもつ子どもが、学校や地域で生き生きと生活し、学習できる環境整備に努めます。

☆多文化共生教育の充実

(3) いじめ・不登校等の課題に適切に対応するため、子どもたちの「心」を育てるシステムの充実に取り組みます

施策1 いじめ、暴力行為等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応につながる効果的な指導や関係機関と連携した取組を推進します。

☆生徒指導対策の充実

※いじめに対する意識調査

いじめはどんな理由があってもいけないと思う児童生徒の割合

小学校 75% 中学校 64% (21年度)

→ いけないと思う児童生徒の割合が増加 (27年度)

施策2 教育相談を必要とする子どもや保護者が適切な教育相談を受けられるよう、体制整備に努めます。

☆教育相談事業の充実

※教育相談の相談件数

相談件数 167件 (21年度) → 相談事業のさらなる充実 (27年度)

施策3 適応教室の機能の充実を図るとともに、不登校児童生徒の学校復帰を支援するプログラムづくりの研究を推進します。

☆適応教室実施事業の充実

※不登校児童生徒の出現状況 (不登校児童生徒の学校への復帰率)

不登校児童生徒 小学校 16名 中学校 31名 (21年度)

→ 不登校児童生徒数が減少 (学校への復帰率の向上) (27年度)

重点目標3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます

(1) 教員の資質・実践的指導力の向上をめざし、教員研修の充実を図ります

施策1 教員は子どもたちの心身の発達や人格形成に大きな影響を与える存在であることを踏まえ、その資質や実践的指導力を絶えず向上させるための様々な教育課題に応じた教員研修の充実を図ります。

☆教職員の資質向上

※研修会の教員の参加者数（打出教育文化センターの研修参加者）
のべ 〇〇〇人（21年度） → 10%増（27年度）

(2) 教員が子どもと向き合う時間を確保します

施策1 教員が、一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員の配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化等に総合的に取り組みます。

☆校務の効率化の促進

☆会議などの精選

(3) 快適で魅力ある学習環境を整えます

施策1 児童生徒が快適で充実した教育環境の中で学習活動が進められるよう、老朽化した校舎の建て替えも含めた学校の施設設備の改修を検討します。

☆学校の教材備品の整備充実

☆老朽化した施設・設備の改修

(4) 幼小中間の連携を強化する取組を推進します

施策1 小中学校間の指導の段差の解消や児童生徒の学力の向上等をめざして、小中連携の取組を推進し、教員の交換授業、合同授業研究や9年間を見通したカリキュラムの作成等についての研究を進めます。

☆潮見中学校区を中心とした小中連携教育の推進

※合同研修・研究会の開催回数と教員の参加人数

実績なし（21年度）

→ （推進地域）年間4回、参加者のべ50人以上（27年度）

(5) 幼稚園における子育て支援を進めます

施策1 幼稚園の機能を生かした子育て支援について研究し、実施します。

☆幼稚園における預かり保育等の研究及び実施

※子育て支援を実施する幼稚園の割合

実績なし(21年度) → 100%(27年度)

(6) 「開かれた学校づくり」を進めます

施策1 学校評価等を通じて「開かれた学校づくり」を進め、公立学校の魅力を発信します。

☆学校の教育活動の点検と発信

※学校だより、HPの活用状況

学校だよりの活用率 100%(21年度)

→ HP, 学校だよりの活用率 100%(27年度)

重点目標4 学校園・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの育成を支えます

(1) 地域社会の諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します

施策1 学校運営や学校支援活動に関する組織等を学校毎に一元化し、学校・家庭・地域三者連携の強化を図るとともに、学校行事と地域行事の情報共有を推進します。

☆学校地域連携促進事業

モデル校において、学校を支援する地域ネットワークの一元化を研究・実践

※新規事業(22年度) → 検証(23年度) → モデル校以外へ順次拡大(24年度～)

☆学校地域行事の情報共有推進

※HP, 広報, チラシへの掲載数と内容の充実

☆地域教育推進会議の活動支援

☆学校支援地域本部事業

☆コミュニティスクール支援

施策2 地域全体で子どもたちの育成を支える仕組みづくりを目指します。

☆地域イベント等での公立学校と私立学校に通う子どもたちの交流企画

☆地域ネットワークによる育成支援

子どもたちの格差の緩和や外国人家庭や障がい者がいる家庭などが地域に溶け込むことを強化するネットワークづくり

(2) 子どもたちの安全・安心な活動拠点を提供します

施策1 子どもたちの居場所づくり事業の実施日数及び内容を拡充するとともに、子ども見守り、巡視活動の支援を行います。

☆「ひょうご放課後プラン（子ども教室型）事業」の拡充

※事業回数・参加者数・内容の充実

実施主体の地域参加促進

実施中（21年度） → 実施日数の拡大（27年度）

読書推進，体力向上など内容の多様化

☆子ども見守り，巡視活動の拡充支援

(3) 家庭内教育の重要性の浸透を図ります

施策1 親に対する学習機会及び情報の提供を図ります。

☆啓発活動としての公民館での親学講座の実施

☆啓発活動としての生涯学習課出前講座の拡充

重点目標5 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

(1) 生涯学習基盤の整備・拡充を図ります

施策1 学習を修めるための、ソフト面・ハード面を充実します。

☆「出前講座」「公民館講座」をはじめとする学習機会の内容及び周知方法の充実

※実施時間帯及び講座内容の多様化・実施回数・参加者数

☆文化財の周知・啓発等の広報活動の充実

※講座及び収蔵品展示回数・参加者数

☆市長部局の文化振興との連携

☆市民センター事業の拡充（「夢ステージ」など）

☆市民センター施設（別館1階）の機能強化

☆図書館サービスの整備拡充

※市民の利用者登録率，利用率

☆美術博物館「芦屋寺子屋セミナー」「古文書講座」等の充実

☆地域教育力・地域学習支援

(2) 社会教育と学校園との連携を拡充します

施策1 学習内容をより充実させるための、社会教育と学校園との連携します。

☆景観，歴史的建造物及び史跡等への理解促進

☆読書啓発のための公共図書館の機能強化

※小・中学生の利用者登録率，利用率

－（21年度）→ 学校図書館担当者と図書館員の情報交換の場をつくり，小・中学生のほとんどが図書館利用体験を持つようにする。（27年度）

☆美術博物館と幼・小・中学校が連携した「美術レクチャー，造形教室，ワークショップ」充実と利用促進

☆その他社会教育施設における教育活動の充実

(3) 学習成果発表の場の構築します

施策1 各個人の学習成果を，地域社会における活動推進や課題解決に活かすことができる，地域社会全体の持続的な教育力の向上を図ります。

☆社会教育関連ボランティアの育成

☆市民協働による事業及び施設運営の充実

(4)「芦屋市スポーツ振興基本計画（後期5か年計画）」による施策を展開します

施策1 施設の有効活用と利用促進（ハードウェア）を図ります。

- ☆施設整備と学校施設の夜間開放
- ☆総合公園の利用促進と必要な整備促進
- ☆チャンネルパークの有効活用と環境整備
- ☆ウォーキングコースの開発と環境整備
- ※週1回以上のスポーツ実施率
 - －（21年度） →66%（24年度）

施策2 クラブ・プログラム・イベントの活性化（ソフトウェア）を図ります。

- ☆スポーツクラブ21の育成
- ☆ライフステージに応じたプログラムの開発と提供
- ☆スポーツ実施機会の向上
- ☆スポーツ交流による多文化共生の実現
- ☆市民スポーツ団体や指導者をつなぐネットワークづくり
- ☆公共施設利用のネットワーク化
- ☆スポーツNPOの育成
- ※スポーツクラブ加入率
 - －（21年度） →40%（24年度）

施策3 指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保（ヒューマン）を図ります。

- ☆クラブマネージャーや指導者の発掘及びスポーツボランティアの育成
- ☆関係機関や団体との連携による競技力の向上
- ☆総合的なカリキュラムの作成
- ☆学校部活動の学部指導者制度の充実、合同部活動の導入

資 料 編

① 芦屋の教育に関する現状・課題

(1) 個性と能力を伸ばす教育について

本市では、子どもたちが、社会の著しい変化に対応しながら生きていくために、心豊かにたくましく“生きる力”を育成することを最重要課題のひとつとしてとらえ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を軸として取組を進めてきました。

本市の小・中学校においては、平成15年度から17年度において学習状況調査を実施し、小学校5年生と中学校2年生を対象とした学習の習得状況や自宅での学習時間、学習習慣、読書の状況など児童生徒の生活や意識との関わりについて調べました。その結果について分析を行い、各学校の実態に基づいて、指導方法・指導内容の改善を図るとともに学力向上に向けた取組を進めています。また、学習指導員（チューター）の増員として、小中各校に1名配置するなど、学力差の課題解決に向けた取組を進めています。

平成19年度から本格実施となった特別支援教育について、芦屋市特別支援教育センターを設置運営し、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒の保護者及び担任を対象とした教育相談や指導助言を行うとともに、学校園へ専門家が巡回訪問し、指導助言を行っています。

また、平成20年度からは、学校関係者・保護者・市民・図書館関係者の参画と協働のもと、「ブックワーム（本の虫）芦屋っ子」の育成に向けて、子ども読書の街づくり推進事業を実施し、子どもたちの読書活動を推進してきました。

【課題】

- 全国学力・学習状況調査の結果では、本市の子どもは基本的な知識は身につけているが、知識を実生活に結びつけて考え、思考したり、判断したり、表現したりするなど、活用する力や自分の考えを明確にしながら説明したりする力に課題が見られます。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえて、児童、生徒の言語活動を重視した授業づくりなど、指導内容と方法の更なる充実を図る必要があります。
- 特別支援教育については、特別支援教育センターを中心とした特別支援教育の取組が進んでいますが、今後は、さらに「個別の指導計画」に基づく個に応じた指導の充実や、就学前・小・中学校の一貫した支援体制の確立、保健医療・福祉等関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

(2) 信頼される学校園について

本市では、次の世代を担う子どもたちが大人になったとき、「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまち、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまち、「教育のまち芦屋」を全国に発信してきました。

学校教育では、学校力を高め、地域に信頼される学校園づくりとして、自らの教育活動について情報を提供するとともに、学校関係者評価を活用した学校評価システムの定着に努めています。

また平成22年度からは、学校情報通信技術環境整備事業により、教職員一人一台のPCを配置

し、教職員の事務の効率化による作業の負担軽減、子どもと向き合う時間の確保するよう努めてきています。

また、幼稚園教育では、市内の4歳・5歳児の約50%が市立幼稚園に在園している地域特性からも、幼稚園が重要な役割を担っており、幼児一人ひとりの興味や関心に基づいた体験を通じて、豊かな心情や自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度など、“人間力”の基礎の育成に取り組んでいます。

【課題】

- 本市では、私立志向が高く、私立中学校への進学率は、全国的に高い状況にあります。私学を選択した理由として、公立のゆとり教育・学力低下への不安をあげる保護者が多いことから、新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた学校運営や授業改善に取り組む必要があります。
- 信頼される学校園づくりとして、公立学校の教育内容の充実とともに、情報の積極的な発信に努めていますが、さらに、魅力ある学校・授業づくりを進め、その内容や成果について保護者や地域にPRしていくことが必要です。
- 教職員の年齢構成に偏りがあり、世代交代が急激に進む時代に、指導力を持つ人材をいかに確保し、育成していくかが課題となっています。
- 豊かな人間性の基礎を培うため、幼稚園教育の内容の充実とともに、幼保小の連携推進、子育て支援の強化を図っていくことが必要です。
- 教職員の多忙な状況は年々増しており、今後も子どもと向き合う時間を十分に確保していくことが必要です。

(3) 豊かな心を育む教育について

子どもたちを取り巻く環境は、同世代の友だちや異年齢との交流の希薄化、インターネットをはじめとした氾濫する情報など、大きく変化し、子どものコミュニケーション力やリーダーシップ力が弱まっていると指摘されています。こうした環境が影響し、子ども自身が犯罪の被害者となりがねないばかりか、時には子どもが加害者となる事件もマスコミで報道されるなど、子育て環境の変化に適切に対応することが必要となっています。

また、不登校の子どもをはじめ、手厚い支援が必要な子どもの教育、いじめや少年非行など問題行動への対応も求められています。こうした課題を克服するために、各学校においては心の通い合う生徒指導の充実に向けて、校内指導体制を整備するとともに、県教育委員会の「自然学校」「環境体験学習」「トライやる・ウィーク」等の事業を活用し、子どもたちが様々な活動や体験を通してよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方が身に付くよう指導しています。

道徳教育では、新学習指導要領に基づいた年間指導計画を作成し、子どもの内面に根ざした実践的な道徳性の育成及びあいさつ等基本的な生活習慣や社会生活上の決まりを身に付けるなど規範意識の向上に努めています。

人権教育では、子どもの自己肯定感を育み、他者との交流を深めながら、自己実現と他者と共に生きる「共生社会」の構築に向けて、主体的に取り組む意欲や態度の育成に努めています。また、日本語指導の研究や日本語指導ボランティアの派遣等、外国人児童生徒への対応の充実に努めています。

【課題】

- 子どもの生活習慣は、大人の生活習慣の多様化もあいまって変化し続けています。多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。あいさつをはじめとするコミュニケーションの向上とともに、基本的な生活習慣を確立していくことが必要です。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえて道徳教育の年間指導計画をし、「生命を尊重する心」や「規範意識」の育成に向けての取組の充実を図ることが必要です。
- 同和問題をはじめとする人権問題について、「差別は許さない」という意識を育むための取組の充実が求められています。
- 学校単独で対応できない問題事案が増えており、今後も、関係機関等との連携強化を図る必要があります。
- 不登校への対応では、不登校児童生徒数の減少につながる適応教室の活動強化等の取組が必要です。
- 「自然学校」や「トライやる・ウィーク」の取組がマンネリ化することなく、本市の特徴や学校の特色をさらに活かしていく取組が必要です。
- 体験事業として、県のトライやる・ウィーク推進事業などを核としながら、小学生段階も含めてキャリア教育の視点が必要です。

(4) 厳しさに耐える心と体を育てる教育について

児童・学齢期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。一方で、児童・学齢期は、家族への愛情を理解するとともに、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼす生活習慣を確立し、大人への基礎づくりのために重要な時期です。

本市では、心身の調和的発達を図るために、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣や健康的な生活習慣を形成する食育を充実してきました。

また、喫煙・薬物等に関する教育や命の大切さ、心の問題に対する取組などの子どもに対する相談の充実に努めてきました。

一方で、運動能力調査などから、本市の子どもの運動能力が低下していることが見られるなど、「芦屋の子どもたちは優しくデリケート」と指摘されています。

【課題】

- 運動能力調査の結果を分析し、今後は、不足している体力・運動能力の強化に向けた指導方法の検討が必要です。
- 学校体育だけでなく、学校生活を含めた日常全体の中で健やかな体を育成していく取組が必要です。
- 保健関係者との連携を図り、心と体の健全な発達を目指す健康教育を充実させることが必要です。
- 学力・体力との関連からの食育研究、食物アレルギー対応マニュアルの策定、食育実態調査の活用、地産地消の取組の推進が必要です。

(5) 安全・安心な教育環境について

安心して教育を受けるためには、安心して勉学に励むことのできる教育環境の整備と、安心して通学できる地域環境の整備が必要です。

本市では、学校園の耐震化や全小中学校の普通教室の空調化に取り組んでいます。

また、不審者対応や通学路等における安全確保など、家庭・地域・関係機関との積極的な連携の下に、青色回転灯パトロール車による子ども見守りパトロールを行うなど子どもの安全を守る体制整備に努めています。

さらに、「自分の命は自分で守る」という危機回避能力を身に付けるために、児童及び教職員・保護者を対象としたCAP講習会に取り組んでいます。

【課題】

○老朽化した校舎建替えを含めた施設整備を検討する必要があります。

○子どもが安心して、生活するためには、交通安全の確保や犯罪から守ることが重要です。そのために、地域住民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、地域をあげて子どもを守る防犯意識の向上が必要です。

(6) まちづくりのための生涯学習について

まちづくりの出発点は地域を知ることです。地域の特性を知ることを通じて、自己発見など個人の生活が充実するとともに、まちづくりに参画していこうとする地域社会の発展が期待できます。地域を知り、地域を見直し、まちづくりを進めるため、「芦屋市生涯学習出前講座」の実施や、「芦屋の社会教育」を作成し、地域を学ぶ機会や地域の情報の提供に努めています。

また、本市では、自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心に積極的な活動を行っています。一方で、平成19年度に実施した芦屋市生涯学習推進基本構想のアンケート結果をみると、家庭や地域の教育力の低下が見られ、今後、さらに問題視されることが予想されます。その背景にある社会全体の問題から発生しているといっても過言ではない中、学校、家庭、地域の断片的な取り組みでは解決できなくなっています。

【課題】

○公民館講座や各種社会教育事業を通じて、地域を学ぶ機会や地域の情報発信や提供を充実していくことが必要です。

○学校、家庭、地域がそれぞれの教育力の向上を図り、さらに学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等を含む全ての関係者が、それぞれに期待される役割を果たし、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の課題などに取り組むことが必要です。

(7) 「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習することができる学習環境について

本市では、日常をより豊かにするため、「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できることを目的に生涯学習を推進しています。

より多くの人々が学習や活動に参加できるよう、春と秋の講座を中心に年間を通して公民館活動を実施し、学習情報の提供に努めています。また、子育てをされている人や障がいのある人などへの配慮を進めていくとともに、多様なニーズに対応した学習者にとって利用しやすく快適な学習機会を提供できるよう、インターネットを活用し、市民センターをはじめスポーツ施設や図書館など、社会教育施設利用の手続きや情報提供に努めています。また、それら学習活動を行うグループ・サークルの育成・支援などに努めています。

生涯の各期における学習を確立するため、社会教育施設だけにとどまらず、身近な地域社会における民間を含めた既存施設を有効活用し、利用者が安全・快適に利用できるよう環境づくりを進めています。

【課題】

- 子育てをされている人や繁忙の人にとっても参加しやすいよう配慮し、乳幼児期から高齢期までのすべての生涯の各期における適切な学習機会を提供する必要があります。
- 身近な地域社会における情報化と既存施設を有効活用できるよう、官民の垣根を越えてあらゆる学習資源のネットワーク化を図る必要があります。
- 様々な学習情報の提供とともに、きめ細やかな相談体制を整備していく必要があります。
- 広報紙や機関紙、ホームページの有効活用も図っていく必要があります
- 社会教育施設の管理運営のあり方については、市民サービスの向上と効率的な管理運営を実現するため、その施設に見合った最適な管理運営形態（市直営、業務委託、指定管理者制度など）を引き続き検討していく必要があります。

(8) 地域の教育力の向上のための人材育成について

本市では、公民館講座を中心にボランティアなど地域活動や地域の指導者となる人材の養成に努めています。また、市民が学習した成果を発表する場として市民ギャラリーや市民ステージ、市民絵画展を実施し、さらなる学習意欲を引き出してもらえるように努めています。

高齢者においては、学習機会の整備と社会的活動への参加促進を図るため、60歳以上の市民を対象に高齢者大学（芦屋川カレッジ・同大学院）を開校しています。

【課題】

- ボランティア活動そのものが、人との出会いであり、自己実現につながる生涯学習であるという啓発を行い、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。また、各種ボランティア団体の連携が図れるよう、市民活動センターや福祉センターと連携が図れる体制を整備していく必要があります。
- 人材バンク制度など地域人材の確保についてシステムを構築し、多様な地域人材を確保・活用していく必要があります。
- 各個人が学習した成果を地域社会における様々な教育活動に活かすことが必要であり、各個人が学習した成果を地域社会に還元し、地域社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するよう循環するシステムの構築が必要です。

(9) 文化・スポーツ活動に対する支援について

文化やスポーツ活動は、公正さを重んじる精神、思いやりの心、我慢する心、克己心を培うなど、子どもの心の育ちに寄与するところが大きいことから、全教育活動を通じて、子どもたちが、各種のスポーツや芸術にふれ、その楽しさや喜びを味わうことにより、生涯にわたって運動に親しむ態度、芸術を愛好する心情を育てるよう取り組んでいます。

具体的には、ルナ・ホール事業を通じて、音楽コンサート、落語、映画等の芸術を鑑賞する機会を提供し、市民文化の振興に努めています。その他、美術博物館や市民センターなどにおいて、市独自の文化にふれあう機会を提供しています。

また、市民のスポーツのニーズが競技スポーツから生涯スポーツに至るまで多様化している中、平成 15 年 3 月以降、「芦屋市スポーツ振興基本計画」に基づき、計画的かつ体系的に事業推進に努めています。

【課題】

- 市民の一人ひとりが身近に芸術・文化に接し、参加できる環境を整備するとともに、伝統文化の継承や国内外との地域間交流を通じて、個性豊かな市民文化が育っていくような環境づくりが必要です。
- 市民がいつでもどこでも気楽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。

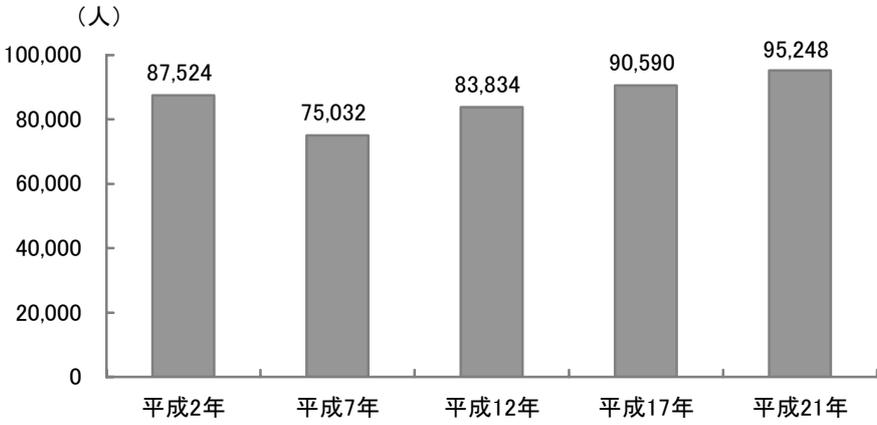
② 芦屋市の教育に関する現状データ

1 芦屋市の現状

(1) 人口の動向

総人口は、平成7年には阪神・淡路大震災により大幅に減少しました。しかし、震災後の復興や南芦屋浜を中心とした開発が進み、平成17年10月現在では90,590人と震災以前（平成2年）の人口から増加に転じ、一挙に増大しましたが、近年は落ち着きつつあり、若干の増加となってきています。

図表 総人口の推移



資料：平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
 平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口合計（10月1日現在）

図表 人口異動状況 単位：人

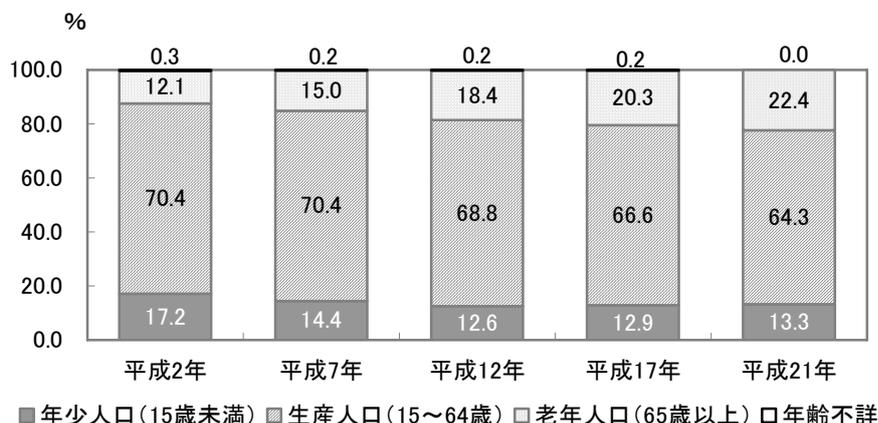
	出生・死亡			転入・転出			純増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成16年度	830	679	151	6,372	6,201	171	322
平成17年度	799	718	81	6,673	5,961	712	793
平成18年度	874	684	190	6,340	6,999	△659	△469
平成19年度	894	783	111	6,418	5,811	607	718
平成20年度	824	692	132	6,082	5,460	622	754

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

年齢3区分別に人口の推移の人口比率をみると、年少人口（15歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。

ここ数年は、手頃な価格のマンションも建設され、若い世代が住みやすい住宅が増え、若年層の転入も見られますが、依然、少子高齢化が進行しています。

図表 年齢3区分別人口の推移

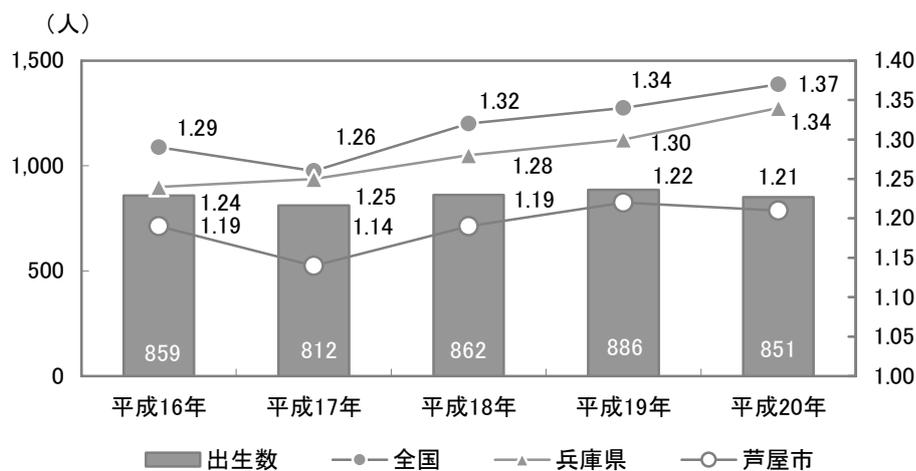


資料：平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口合計（10月1日現在）

(2) 出生の動向

出生数は、平成18年以降年間850人を超えて推移しています。1人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率の推移は、平成17年（1.14）から平成19年（1.22）にかけて増加傾向にあり、平成20年では若干減少したものの1.21まで上昇してきています。

図表 出生数と合計特殊出生率の推移



< 合計特殊出生率 >

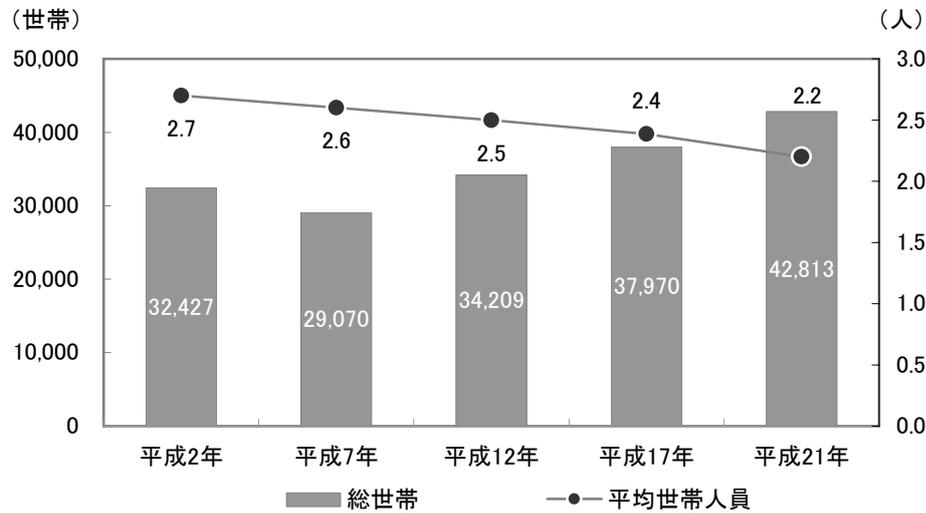
資料：平成17年は、国勢調査（10月1日現在）。その他の年は、県資料の人口動態統計及び住民基本台帳（それぞれ10月1日現在）を基に芦屋市（こども課）独自で算出を行った。

(3) 世帯の動向

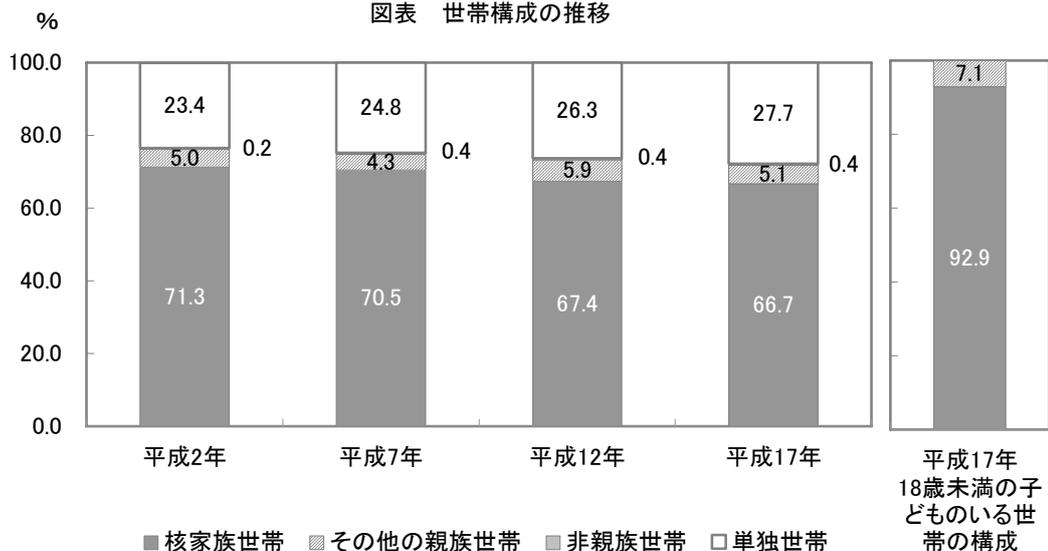
総世帯数は、阪神・淡路大震災の影響から平成7年に30,000世帯以下となりましたが、その後は震災後の復興や南芦屋浜を中心とした開発が進んだこと等から増加しており、平成21年で42,813世帯となっています。しかし、1世帯あたりに占める平均世帯人員は、減少の一途をたどっており、平成21年で2.2人となっています。

世帯構成を見ると、核家族世帯（2世代家族）が大部分を占めていますが、単独世帯の割合が増加しているため、今後も世帯規模が縮小する傾向が見られます。また、18歳未満の子どもがいる世帯においては、平成17年で90%以上が核家族世帯となっています。

図表 総世帯数と平均世帯人員の推移



図表 世帯構成の推移



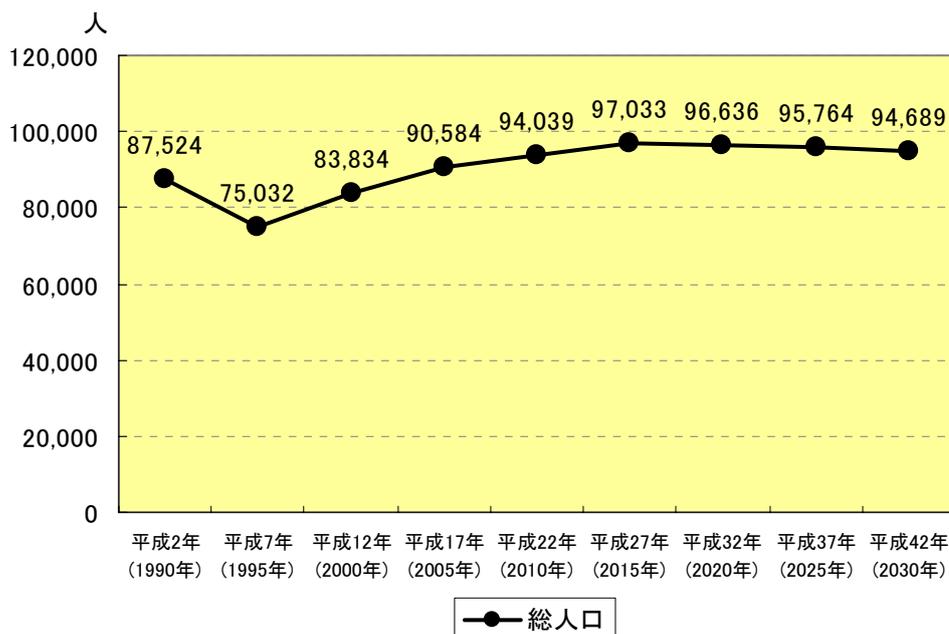
資料：上下とも平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳及び外国人登録から算出（10月1日現在）

(4) 人口の将来予測

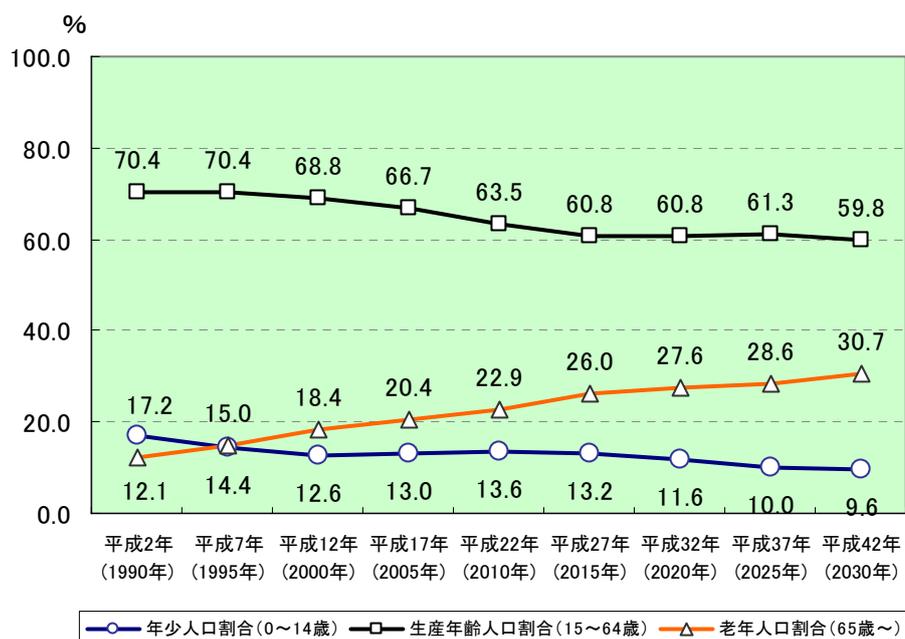
将来推計人口は、平成27年をピークに減少傾向となると予測されます。年少人口割合と生産年齢人口割合が減少する中、高齢化率は増加傾向が続くものと予測されます。

ここ数年の住宅環境の変化により、引き続き若年世帯の増加も見込まれることから、平成27年までは、児童数（18歳未満）は微増傾向が続くものと予測されます。

図表 将来推計人口（市全体）



図表 将来推計人口の年齢3区分別人口割合（市全体）



2 学校教育の現状

(1) 就学前教育・保育の状況

① 幼稚園の状況

幼稚園は、公立が9か所、私立が4か所の計13か所となっています。公立では2年保育、私立では3年保育を実施しています。児童数は年々増加していましたが、平成18年度をピークに、平成19～22年度は減少傾向にあり、特に精道幼稚園、宮川幼稚園、岩園幼稚園、小槌幼稚園が顕著になっています。

アンケート調査によると、利用者の要望で最も高くなっているものとしては、1週間あたりの利用希望日数について、「5日」の割合が74.5%、1日の利用希望時間について、「6～7時間未満」の割合が17.3%、終了時間については、「15～16時前」の割合が24.5%となっています。

図表 幼稚園の入園児童数の推移

		認可 定員	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公立	精道幼稚園	280	93	91	83	79	75
	宮川幼稚園	280	199	173	155	176	181
	岩園幼稚園	175	104	92	89	89	90
	小槌幼稚園	245	103	101	115	86	85
	朝日ヶ丘幼稚園	280	76	73	76	83	66
	西山幼稚園	210	90	95	100	106	99
	伊勢幼稚園	280	97	92	102	90	91
	潮見幼稚園	245	106	100	100	96	102
	浜風幼稚園	245	75	72	78	64	68
私立	芦屋大学附属幼稚園	170	179	179	177	165	168
	愛光幼稚園	100	71	68	74	70	74
	甲陽幼稚園	80	77	75	76	72	75
	芦屋みどり幼稚園	160	171	173	164	154	162
(再掲)	3歳		163	153	157	143	170
	4歳		615	635	590	579	574
	5歳		663	596	642	608	592
合計		2,750	1,441	1,384	1,389	1,330	1,336

資料：管理課（教育委員会）（各年度5月1日現在）

②認可保育所の状況

入所児童数を年齢別に見ると、5年前と比較して0～5歳のすべての年代の児童数が増加しています。

認可保育所は、市内に公立6か所、私立5か所の計11か所となっています。入所児童数は、平成21年度では800人を超え、入所率も109.4%となっています。待機児童数も急速に伸びており、平成17年度及び19年度にあわせて2園開設しているものの、平成21年4月1日現在では186人となっています。

図表 認可保育所の定員数と入所児童数の推移

		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		定員数	入所児童数								
公立	打出保育所	90	95.7	90	88.4	90	84.0	90	91.0	90	95.0
	大東保育所	60	64.5	60	61.9	60	63.7	60	65.5	60	65.6
	精道保育所	90	96.9	90	96.2	90	93.5	90	94.5	90	95.3
	岩園保育所	60	63.5	60	63.2	60	59.7	60	61.5	60	61.6
	緑保育所	80	84.5	80	78.0	80	79.1	80	85.1	80	86.6
	新浜保育所	100	102.0	100	98.3	100	98.0	100	97.6	100	99.1
	小計	480	507.3	480	486.1	480	478.4	480	495.3	480	503.5
私立	芦屋こばと保育園	30	35.2	30	34.4	30	34.4	30	34.0	30	35.1
	さくら保育園	45	49.8	45	49.4	45	50.9	45	51.8	45	53.1
	あゆみ保育園	21	22.5	21	20.5	21	21.0	21	23.9	21	24.1
	浜風夢保育園	60	14.0	60	51.3	60	53.0	60	58.9	60	66.7
	山手夢保育園	-	-	-	-	120	117.7	120	141.7	120	144.6
	小計	156	121.6	156	155.6	276	277.1	276	310.4	276	323.9
合計		636	628.9	636	641.7	756	755.5	756	805.7	805.7	827.4
他市委託		-	26.4	-	27.5	-	22.4	-	20.0	20.0	31.6
総合計		-	655.4	-	669.3	-	778.0	-	825.8	-	859.0
入所率		98.9%		100.9%		99.9%		106.6%		109.4%	

* 入所児童数は月平均（小数点2位以下切捨て）

* 合計欄は端数処理していない

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

(2) 小学校・中学校の状況

①小学校・中学校の状況

公立の小学校が8か所、中学校は公立が3か所、私立が2か所となっています。

小学校の児童数は増加傾向にあり、平成18年度では4,000人を超えています。中学校の児童数も同様に増加しており、平成18年度から1,900人を超え、平成21年度には2,000人を超えています。

図表 小学校・中学校の状況

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小学校	学校数(か所)	8	8	8	8	8
	公立	8	8	8	8	8
	私立	-	-	-	-	-
	児童数	3,978	4,136	4,276	4,470	4,610
	1年生	753	737	790	743	791
	2年生	687	770	731	797	742
	3年生	665	708	758	739	822
	4年生	590	677	714	773	741
	5年生	632	602	671	722	783
6年生	651	642	612	696	731	
中学校	学校数(か所)	5	5	5	5	5
	公立	3	3	3	3	3
	私立	2	2	2	2	2
	児童数	1,893	1,929	1,972	1,973	2,048
	1年生	631	657	681	639	728
	2年生	637	628	657	681	644
	3年生	625	644	634	653	676

資料：兵庫県学校基本調査（各年度5月1日現在）

②適応教室の状況

不登校児童の学校復帰を支援するために、適応教室(のびのび学級)を開設しており、部分復帰を含め、過半数の児童が学校復帰へとつながっています。

図表 適応教室(のびのび学級)の状況

単位：人

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
通級指導	小学校	1	2	1	2	2
	中学校	18	10	9	16	18
	合計	19	12	10	18	20
学校復帰		5	0	1	1	5
部分復帰		11	8	4	14	3

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

(3) 市内公立校の進学状況

市立中学校への進学率は、6割台半ばで推移しています。

市内公立高校への進学率は、年々減少傾向にあり平成18年から2割を割り込んでいます。一方市外公立高校への進学率は増加傾向にあり、平成21年で5割を超えています。

図表 市内小学校の進学状況

単位：人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
卒業生数	606	651	647	607	697	733
市立中学校への進学者数	403	421	427	384	457	494
県立中学校への進学者数	6	6	8	4	8	14
市外国公立中学校への進学者数	19	14	18	16	16	15
私立中学校への進学者数	177	209	191	201	216	206
その他	1	1	3	2	0	4
市立中学校への進学率	66.5%	64.7%	66.0%	63.3%	65.6%	67.4%

図表 市内中学校の進学状況

単位：人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
卒業生数	415	413	449	424	452	456
市内公立高校への進学者数	114	80	78	73	74	72
市外公立高校への進学者数	156	163	194	192	251	226
私立高校への進学者数	127	154	165	147	121	150
専修学校への進学者数	9	12	9	11	3	4
就職者	1	0	0	0	1	0
無業者	7	3	0	1	1	1
その他	1	1	3	0	1	3
市内公立高校への進学率	27.5%	19.4%	17.4%	17.2%	16.4%	15.8%

資料：管理課

(4) 全国学力・学習状況調査結果（平成21年度）

全国学力・学習状況調査結果より、小中とも各教科・領域において全国平均を上回っています。

①教科に関する調査結果

～結果の示し方は次の4段階とする～

No.	段 階	全国平均を100とした場合の芦屋市の割合
1	極めて良好	115以上
2	良好	105以上115未満
3	おおむね良好	95以上105未満
4	課題あり	95未満

② 芦屋市全体の傾向

	教科	区分	結果	市全体における傾向
小 6	国語	A(知識)	良好	○国語・算数ともに、「知識」に関する結果は、全国平均を上回っており、十分に評価できる。 ○「活用」に関する結果では、国語は、全国平均と比較して非常に上回っており、十分に評価できる。算数も全国平均を上回っており、十分に評価できる。
		B(活用)	極めて良好	
	算数	A(知識)	良好	
		B(活用)	良好	
中 3	国語	A(知識)	良好	○国語の「知識」「活用」に関する結果は、いずれも全国平均を上回っており、十分に評価できる。 ○数学の「知識」「活用」に関する結果も、いずれも全国平均を上回っており、十分に評価できる。
		B(活用)	良好	
	数学	A(知識)	良好	
		B(活用)	良好	

③各教科の領域別の概況

ア 国語（小学校）

凡例 ○評価できるもの ▲課題があるもの

問題	領域	主な課題等
A (知識)	話すこと 聞くこと	○司会の役割や働きをとらえて話し合いを計画的に進めることが理解できている。
	書くこと	○文章の内容に合わせて小見出しを書くことが十分に理解できている。
	読むこと	○段落の内容を的確にとらえることは理解できている。 △文学的な文章表現の工夫をとらえることにやや課題がある。
	言語事項	○5年生までに習った漢字を正しく読み、書くことが十分にできている。 △ローマ字の習得や、接読語を使って内容を分けて書くこと、行の中心に注意して文字をバランスよく書くことに課題がある。
B (活用)	話すこと 聞くこと	○話し手の立場や意図をとらえて聞くことや、目的や意図が伝わるように必要な情報を取り出すことは十分にできている。 △自分の立場や意図を明確にして話し合うことに課題がある。
	書くこと	△調べる内容を見通して事柄を整理して書くことや目的や意図に応じて事象や意見を関係付けながら書くことに課題がある。
	読むこと	○文章の内容を筆者の考えに合わせて読むことはできている。
	言語事項	○文中における主語と述語との関係を理解できている。

イ 算数（小学校）

問題	領域	主な課題等
A (知識)	数と計算	○整数の乗法と除法，同分母の分数の減法など，基礎的な数の計算は十分に理解できている。
	量と測定	○長さについての感覚を身につけており，分度器の目盛りを読むことや，三角形の面積を求めることも理解できている。
	図形	○平行四辺形の向かい合う辺の長さが等しいこと，長方形・直角三角形の定義や性質についての理解ができている。
	数量関係	○減法と除法の混合した整数の計算をすることができている。 △百分率を求めることについては，やや課題がある。 例) $80 \div 200 = 0.4 \rightarrow 40\%$
B (活用)	数と計算	○整数と小数の加法を用いて重さを求めることができています。 △情報を整理選択し，筋道を立てて考え，示された判断が正しい理由を記述するのに課題がある。
	量と測定	△与えられた条件に合う解答を，筋道を立てて考え，表から選択することに課題がある。
	図形	○長方形のカードの敷き詰め方を2通りかき，必要なカードの枚数を求めることができています。
	数量関係	△基準量と比較量を基にして，割合の大小を判断し，その理由を述べることに課題がある。

ウ 国語（中学校）

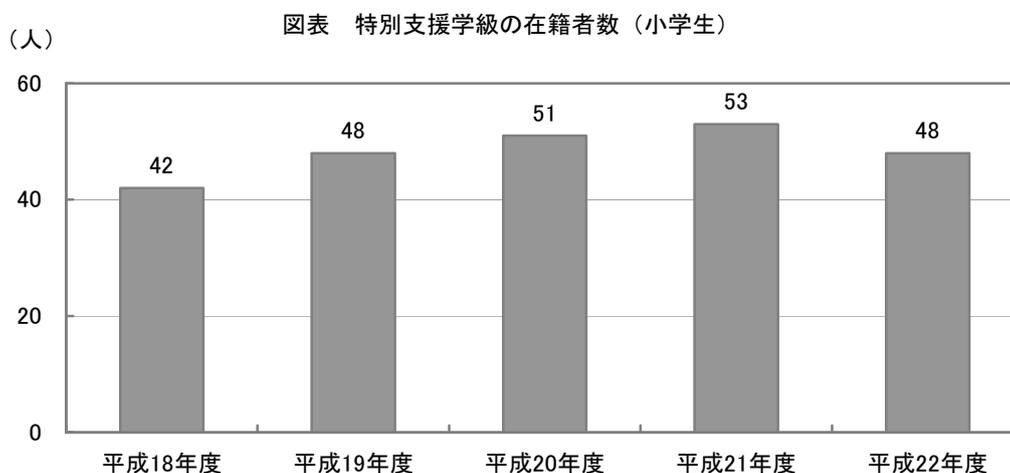
問題	領域	主な課題等
A (知識)	話すこと 聞くこと	○効果的なスピーチをするために話し方の工夫をとらえている。 ○内容から必要な情報を的確に聞き，質問することを十分に理解できている。
	書くこと	△主語に対応させて述語を適切に書くことにやや課題がある。
	読むこと	△短歌の形式に従って意味のまとまりをつかむことに課題がある。
	言語事項	○漢字の読み書きは，十分に理解できている。辞書に書かれている情報を適切に読み取ることができている。
B (活用)	話すこと 聞くこと	(今年度，出題なし)
	書くこと	○書かれている内容をとらえ，資料に基づいて自分の考えを説明することはできている。 △資料に表れている工夫を自分の表現に役立てることに課題がある。
	読むこと	○文章の展開をとらえ，段落の役割を理解できている。語句に注意し，その効果的な使い方に気付くことが，十分にできている。
	言語事項	(今年度，出題なし)

工 数学（中学校）

問題	領域	主な課題等
A (知識)	数と式	○ () を含む正の数と負の数の計算，単項式どうしの乗法の計算をすることができている。 △一元一次方程式をつくって問題を解決するために，2通りに表せる数量に着目することに課題がある。
	図形	○平面及び立体図形の性質は，理解できている。 △対称や同位角の意味，証明の意義を理解することに課題がある。
	数量関係	○比例の関係を表す表の特徴や割合の意味を理解できている。 △ある事象から2つの数の関係を把握することに課題がある。
B (活用)	数と式	○問題場面における考察の対象を明確にとらえることができている。 △筋道を立てて考え，事柄が一般的に成り立つ理由を証明することに課題がある。
	図形	○事象を図形に着目して観察し，その特徴を的確にとらえることができている。 △数学的な表現を用いて説明したり，方針に基づいて証明したりすることに課題がある。
	数量関係	○与えられた情報を分類整理することができる。 △事象を数学的に解釈し，問題解決の方法を数学的に説明することに課題がある。

(5) 特別支援学級

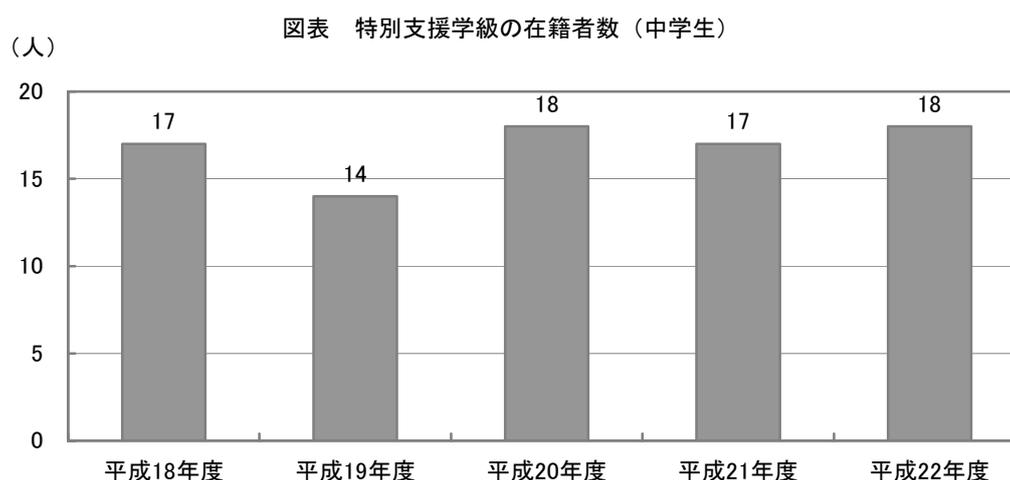
特別支援学級の在籍者数は、小学生において50人前後、中学生において20人弱で推移しています。



図表 障がい種別在籍数（小学校）

単位：人

	計	知的	情緒	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
平成18年度	42	27	6	9	0	0	0	0
平成19年度	46	24	11	11	0	0	0	0
平成20年度	51	31	13	7	0	0	0	0
平成21年度	53	31	15	7	0	0	0	0
平成22年度	48	25	15	7	0	1	0	0



図表 障がい種別在籍数（中学校）

単位：人

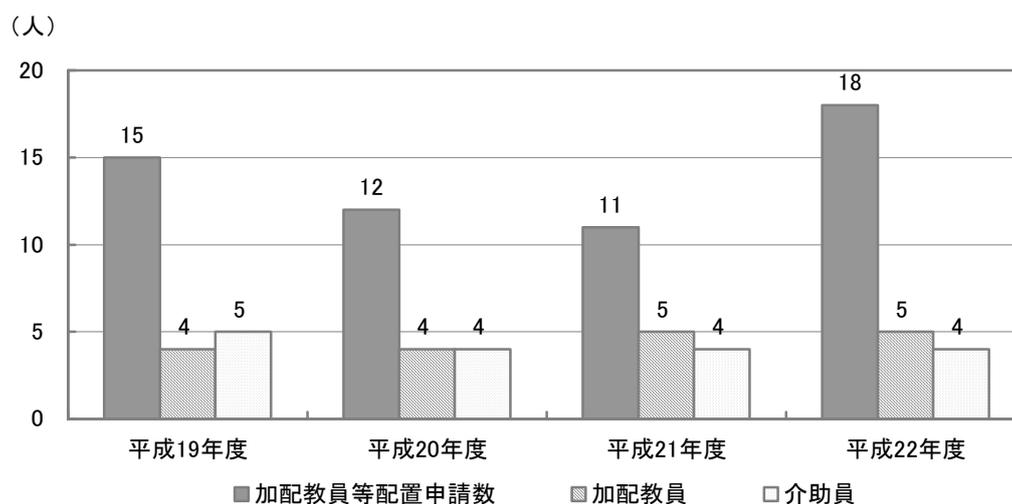
	計	知的	情緒	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
平成18年度	17	7	5	3	1	1	0	0
平成19年度	14	8	3	1	1	1	0	0
平成20年度	18	9	4	4	1	0	0	0
平成21年度	17	9	3	5	0	0	0	0
平成22年度	18	8	5	5	0	0	0	0

資料：学校教育課

(6) 幼稚園特別支援教育に係る加配教員等配置申請及び配置数

平成 22 年度で幼稚園特別支援教育に係る加配教員は 5 人，介助員は 4 人となっています。

図表 加配教員等配置申請及び配置数



図表 幼稚園特別支援教育に係る加配教員等配置申請及び配置数

単位：人

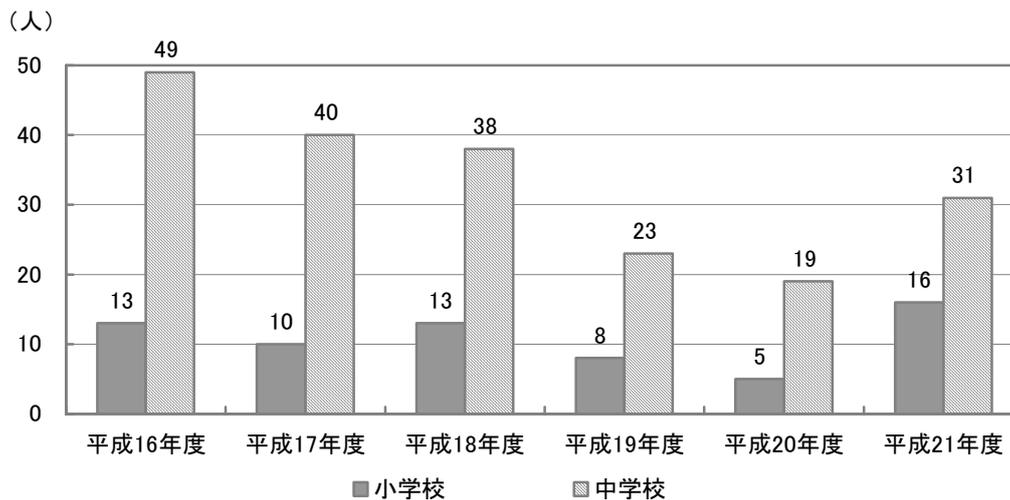
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
加配教員等配置申請数	15	12	11	18
加配教員	4	4	5	5
介助員	5	4	4	4

資料：学校教育課

(7) 小・中学校不登校児童生徒の実数

不登校児童生徒の実数は、平成20年度までは小中学校とも減少傾向にあったものの、平成21年度で増加し、小学校が16人、中学校が31人となっています。

図表 小・中学校不登校児童生徒の実数



図表 小・中学校不登校児童生徒の実数

単位：人

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
小学校	13	10	13	8	5	16
中学校	49	40	38	23	19	31

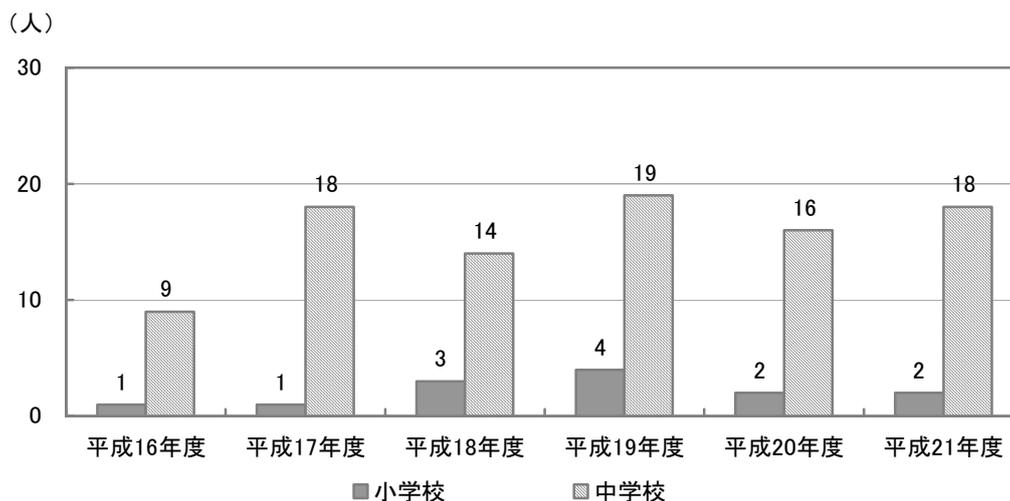
※年間30日以上欠席者

資料：学校教育課

(8) 適応教室通級（在籍）児童生徒の実数

適応教室通級（在籍）児童生徒の実数は、平成 21 年度で小学校が 2 人、中学校が 18 人となっています。

図表 適応教室通級（在籍）児童生徒の実数



図表 適応教室通級（在籍）児童生徒の実数

単位：人

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
小学校	1	1	3	4	2	2
中学校	9	18	14	19	16	18

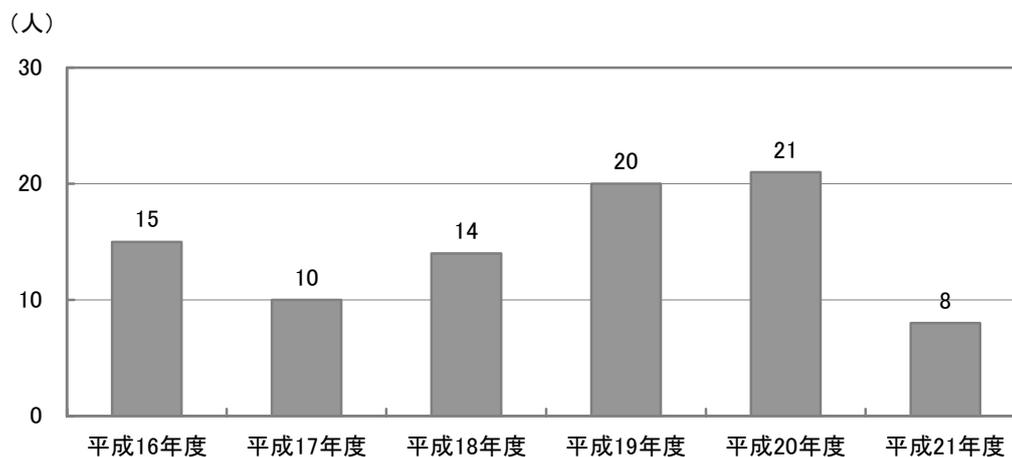
※年間在籍者も含む

資料：学校教育課

(9) 日本語理解が不十分な児童生徒数の経年変化

日本語理解が不十分な児童生徒数は、平成21年度で8人となっています。

図表 日本語理解が不十分な児童生徒数の推移



図表 言語別にみた日本語理解が不十分な児童生徒数

単位：人

	韓国・ 朝鮮	中国	スペ イン	ポルト ガル	アラビ ア	インド ネシア	他	計
平成16年度	6	2	5	0	0	2	0	15
平成17年度	2	1	0	1	3	2	0	10
平成18年度	1	2	1	2	6	2	0	14
平成19年度	2	0	6	6	2	4	0	20
平成20年度	5	0	3	3	1	8	1	21
平成21年度	0	2	1	0	0	4	1	8

図表 学校別にみた日本語理解が不十分な児童生徒数

単位：人

	精道 小	宮川 小	山手 小	岩園 小	朝日 ヶ丘 小	潮見 小	浜風 小	打出 浜小	精道 中	山手 中	潮見 中	計
平成16年度	0	0	4	0	4	4	1	0	0	2	0	15
平成17年度	0	0	2	1	2	0	4	0	0	1	0	10
平成18年度	0	0	1	0	4	0	8	0	0	0	1	14
平成19年度	2	0	0	0	4	6	6	0	0	0	2	20
平成20年度	2	0	0	2	4	6	2	0	0	4	1	21
平成21年度	0	0	0	0	3	1	1	0	0	2	1	8

資料：学校教育課

図表 学年別にみた日本語理解が不十分な児童生徒数

単位：人

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
平成 16 年度	0	3	0	4	4	2	1	1	0	15
平成 17 年度	2	2	2	0	2	1	0	0	1	10
平成 18 年度	0	3	0	4	1	5	1	0	0	14
平成 19 年度	10	0	2	2	0	4	0	2	0	20
平成 20 年度	3	7	1	1	2	1	2	0	4	21
平成 21 年度	0	2	1	0	0	2	1	2	0	8

資料：学校教育課

(10) 体力テストの結果

体力テストの結果より、小学生、中学生ともに体格については、全国・県と大きな差異はみられないが、体力については全国・県と比べて総合評価点が低くなっています。

図表 小学生の体力テストの結果（平成 21 年度）

		体格			体力テスト項目									総合評価 得点
		身長	体重	座高	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳	げソフトボール投		
		(cm)	(kg)	(cm)	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)		
(男子) 5年生	市	140.0	34.1	75.0	16.2	18.0	33.5	38.4	45.4	9.5	151.7	23	51.8	
	県	138.6	33.8	74.9	16.6	19.1	31.4	41.1	52.6	9.3	154.2	26.4	54.3	
	全国	139.3	34.5	75.2	17.4	19.9	33.0	42.1	50.9	9.3	156.3	26.5	55.6	
(女子) 5年生	市	140.5	32.4	75.5	15.6	16.7	39.0	36.1	33.7	9.8	140.9	13.1	52.3	
	県	139.9	33.7	75.8	16.1	17.9	35.0	38.3	41.7	9.6	145.2	15.0	54.6	
	全国	140.5	34.2	76.0	16.5	17.6	36.0	39.2	40.2	9.6	146.2	15.1	55.1	
(男子) 6年生	市	145.1	37.1	77.2	19.0	19.4	33.5	42.5	51.6	9.0	165.4	28.7	57.5	
	県	144.3	38.4	77.5	19.4	21.1	34.1	43.4	62.1	8.8	164.4	30.7	60.3	
	全国	145.1	38.2	77.8	20.3	21.2	34.6	45.1	60.4	8.9	165.8	30.0	60.9	
(女子) 6年生	市	146.5	37.3	78.6	18.1	17.5	38.7	39.3	38.6	9.2	151.8	14.7	56.9	
	県	146.9	38.9	79.2	18.5	18.5	38.0	40.2	48.4	9.2	153.6	17.2	59.6	
	全国	147.1	39.0	79.4	19.6	19.2	38.9	42.0	47.7	9.2	156.2	17.5	61.1	

資料：学校教育課

図表 中学生の体力テストの結果（平成 21 年度）

		体格			体力テスト項目								
		身長	体重	座高	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳	投げソフトボール投	総合評価
		(cm)	(kg)	(cm)	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	得点
中学1年生 (男子)	市	152.3	42.3	80.1	22.9	22.3	35.2	44.5	70.1	9.0	168.6	16.8	30.1
	県	152.1	44.1	81.1	24.3	22.7	37.4	46.1	69.4	8.5	179.1	18.4	32.2
	全国	152.7	43.9	81.1	24.7	23.6	39.1	47.3	69.7	8.6	180.6	19.0	33.7
中学1年生 (女子)	市	151.8	42.5	81.7	21.6	17.9	40.4	39.5	47.0	9.5	151.1	11.0	38.2
	県	152.0	43.7	82.1	21.7	19.4	40.7	42.1	48.8	9.0	163.5	12.6	42.8
	全国	152.2	44.2	82.1	22.1	20.1	42	43.5	50.7	9.0	162.4	12.8	43.8
中学2年生 (男子)	市	160.6	48.0	84.1	28.0	26.7	40.0	49.3	86.1	8.2	183.7	19.7	39.3
	県	159.7	49.0	84.9	30.4	26.9	40.7	50.1	89.9	7.9	193.5	21.5	41.1
	全国	160.8	49.6	85.1	31.3	27.1	43.7	51.3	87.5	7.9	198.0	22.0	42.9
中学2年生 (女子)	市	156.2	45.8	83.6	23.3	21.3	46.3	44.6	55.7	9.0	166.4	12.8	47.5
	県	155.1	46.8	83.7	23.9	22.7	43.2	44.7	60.8	8.8	167.1	14.1	48.9
	全国	155.1	46.8	83.5	24.3	22.5	44.5	45.4	59.8	8.8	169	14.1	49.4
中学3年生 (男子)	市	166.1	53.7	87.4	34.7	28.2	44.6	52.6	96.7	7.7	205.7	23.3	47.3
	県	165.0	54.0	88.0	34.9	28.5	44.4	52.6	97.5	7.6	206.5	23.4	47.0
	全国	165.4	54.0	87.6	35.8	29.1	47.1	53.9	93.7	7.5	213	24.0	49.4
中学3年生 (女子)	市	157.3	48.5	84.4	24.9	21.7	45.0	46.0	58.7	8.8	169.2	13.5	50.1
	県	156.8	50.3	84.9	25.9	23.0	44.6	45.7	63.4	8.7	170.3	14.8	50.8
	全国	156.8	49.7	84.6	25.6	23.4	46.1	46.1	59.5	8.8	171.2	14.8	51.5

資料：学校教育課

3 社会教育・家庭教育に関する現状

(1) 社会教育関連施設の状況

①文化活動関連施設

名称	概要	所在地
市民センター	市民会館（本館・ホール）と公民館・福祉会館（H22.7.22～廃止）老人福祉会館（別館）を総称した複合施設	業平町 8-24
あしや市民活動センター	芦屋市を中心とした市民・行政・企業など様々な主体の協働により、まちづくりに関する事業を行い、地域コミュニティの活性化を通じて、創造豊かな市民社会の形成に寄与することを目的とした施設	精道町5-11

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

②スポーツ関連施設

名称	施設	所在地
芦屋市総合公園	第 4 種公認陸上競技場（フィールド：110m×70m，スポーツコート：2 面）	陽光町 1-1
芦屋市立体育館・青少年センター	競技場 1・2，剣道場，柔道場，弓道場，トレーニング室，大会議室，団体会議室，第 1・2・3 研修室，音楽室，料理室，体育団体室，控え室，第 1・2 会議室，多目的室 1・2	川西町 15-3
芦屋中央公園野球場	軟式野球場	若葉町 1-1
芦屋中央公園芝生広場	公園広場	若葉町 1-1
川西運動場	運動場	川西町 14-17
西浜テニスコート	人工芝コート 2 面	潮見町 2-1
東浜テニスコート	人工芝コート 2 面	浜風町 2-1
芦屋公園テニスコート	人工芝コート 4 面	松浜町 4-4
芦屋海浜公園プール	室内・室外プール	浜風町 30-1

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

③図書館など

名称	所在地
芦屋市立図書館	伊勢町 12-5
芦屋市立図書館打出分室	打出小槌町 15-9
芦屋市立図書館大原分室	大原町 20-2
芦屋市立公民館図書室	業平町 8-24
芦屋市立上宮川文化センター図書室	上宮川町 10-5

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

④美術館・博物館他

名称	概要	所在地
芦屋市立美術博物館	小出権重や吉原治良をはじめとする芦屋ゆかりの作家の作品を中心に展示する美術部門と、芦屋の歴史を通史的に展示する歴史部門を持った施設	伊勢町 12-25
芦屋市谷崎潤一郎記念館	谷崎潤一郎の業績をしのび、作品や遺品などを展示	伊勢町 12-15
富田碎花旧居	“兵庫県文化の父”とよばれた詩人・富田碎花の業績をしのび、ご遺族から市に寄贈された資料類・遺品などを展示	宮川町 4-12

資料：平成 22 年度 教育行政要覧

⑤集会所

名称	所在地
打出集会所	大東町 17-3
翠ヶ丘集会所	翠ヶ丘町 9-15
竹園集会所	竹園町 5-6
前田集会所	前田町 8-17
朝日ヶ丘集会所	朝日ヶ丘町 30-9
春日集会所	春日町 13-17
潮見集会所	潮見町 7-1
浜風集会所	浜風町 3-2
奥池集会所	奥池南町 34-4
西藏集会所	西藏町 11-16
大原集会所	大原町 20-2
茶屋集会所	茶屋之町 8-20

資料：芦屋市 HP

⑥コミュニティ・スクール

生涯学習の一環として学校施設などの一部を使って、多くの市民がスポーツ・文化活動を通じて友好を深め、その運営は地域住民自らの手により、自主的に行っています。

名称	設立
三条コミュニティ・スクール	昭和 53 年 9 月設立
朝日ヶ丘コミュニティ・スクール	昭和 54 年 11 月設立
潮見コミュニティ・スクール	昭和 56 年 4 月設立
宮川コミュニティ・スクール	昭和 57 年 12 月設立
打出浜コミュニティ・スクール	昭和 57 年 12 月設立
浜風コミュニティ・スクール	昭和 58 年 12 月設立
岩園コミュニティ・スクール	昭和 58 年 12 月設立
精道コミュニティ・スクール	昭和 60 年 3 月設立
山手コミュニティ・スクール	昭和 61 年 3 月設立

資料：平成 22 年度 教育行政要覧

⑦その他

名称	概要	所在地
芦屋市立青少年愛護センター	青少年育成愛護委員による街頭巡視を中心に、関係機関と連絡協調しながら青少年の健全育成と非行防止のための活動拠点施設	川西町 15-3
芦屋市男女共同参画センター（ウィザスあしや）	「女性に対するあらゆる差別をなくし、男女が互いにその人権を尊重しつつ、将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくために、あらゆる分野で対等なパートナーとして認め合い、ともに参画できる社会を実現する」ための拠点施設	大原町 2-6
芦屋市立上宮川文化センター	地域住民の社会的、経済的及び文化生活の改善向上ならびに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とした施設	上宮川町 10-5
打出教育文化センター	教育及び文化活動の充実と振興を図るための施設	打出小槌町 15-9
芦屋市子育てセンター	子どもが安全に自由に遊べる場や、親同士の仲間作りの場として、また、子育ての悩みや不安を軽くするための育児相談や、子育てに関する情報提供などを行う施設	大原町 23-1

資料：平成 22 年度 教育行政要覧，芦屋市 HP

(2) 市内の文化財の状況

①国指定重要文化財

指定物件	指定年月日	所在地
旧山邑家住宅（ヨドコウ迎賓館）	昭和 49 年 5 月 21 日	山手町 3-10

②国登録有形文化財

登録物件	指定年月日	所在地
中山家住宅主屋 中山家住宅表門及び塀	平成 19 年 5 月 29 日	三条町 24-16

③県指定文化財

指定物件	指定年月日	所在地
芦屋会下山弥生時代住居址	昭和 35 年 5 月 12 日	三条町 258
伝芦屋廃寺塔心礎	昭和 38 年 4 月 19 日	伊勢町 12-25

④市指定文化財

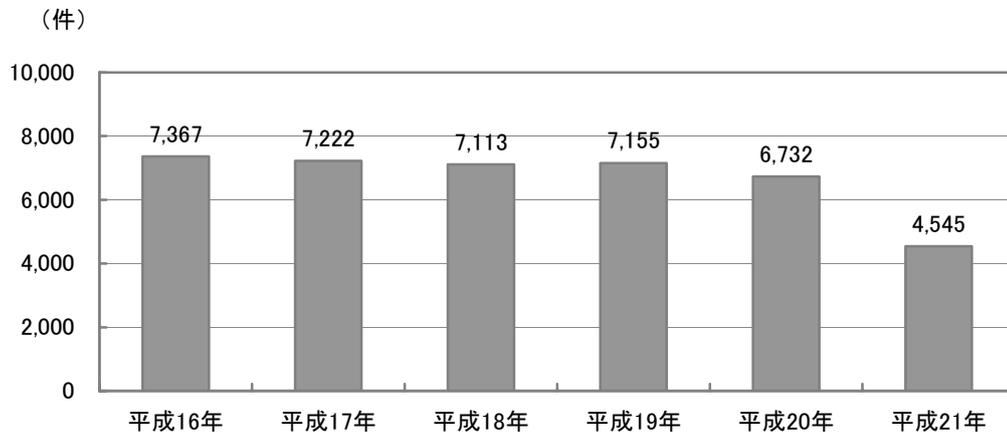
指定物件	指定年月日	所在地
新王寺所蔵考古資料一括	平成 2 年 3 月 22 日	打出町 3-21
旧三条村共有文書一括	平成 2 年 3 月 22 日	三条町 9-14
伝猿丸大夫之墓	平成 3 年 3 月 23 日	東芦屋町 20-3
四季耕作図屏風 六曲一双	平成 3 年 12 月 6 日	伊勢町 12-25
三好長康山論裁許状（附、挟板）	平成 3 年 12 月 6 日	伊勢町 12-25
日吉神社石祠	平成 5 年 3 月 8 日	津知町 6-9
小阪家住宅	平成 6 年 3 月 22 日	陽光町地先
徳川大坂城毛利家採石場出土刻印石	平成 16 年 3 月 26 日	剣谷 17 地先
会下山遺跡出土青銅製漢式三翼鏃	平成 19 年 3 月 2 日	伊勢町 12-25
金津山古墳	平成 22 年 3 月 19 日	春日町 153, 156-2

資料：平成 22 年度 教育行政要覧

(3) 生涯学習関連施設の利用状況

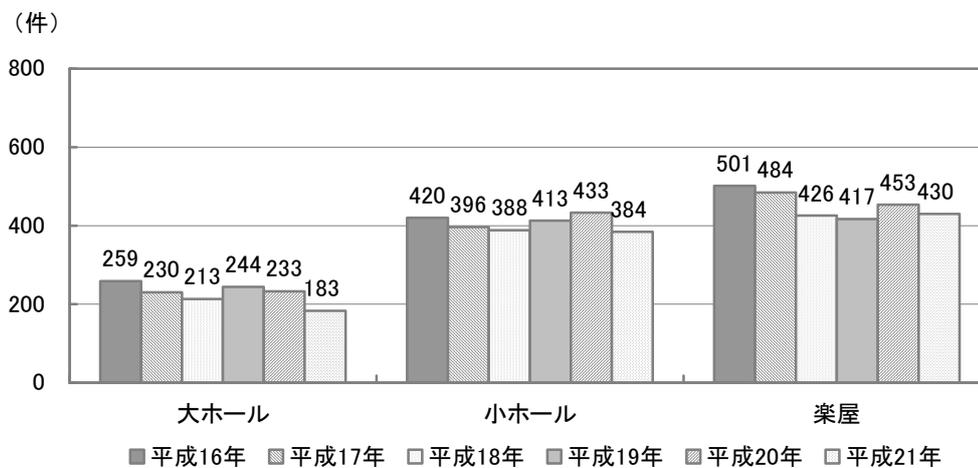
①市民センターの利用状況

<市民会館（本館）>



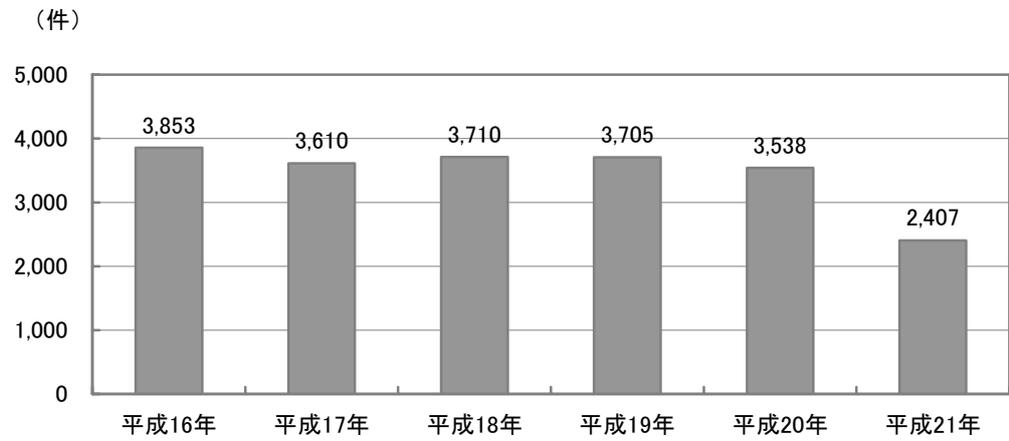
資料：平成 21 年度 事務報告書

<市民会館（大ホール・小ホール・楽屋）>



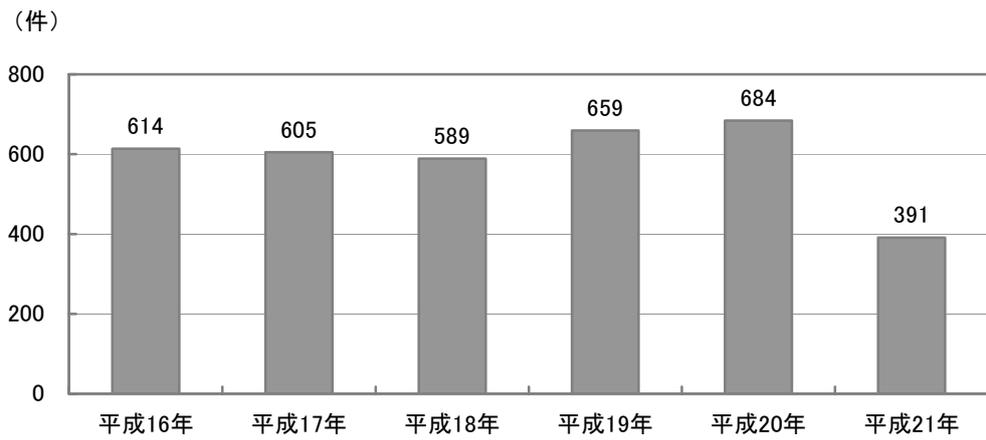
資料：平成 21 年版 芦屋市統計書, 平成 21 年度 事務報告書

<公民館>



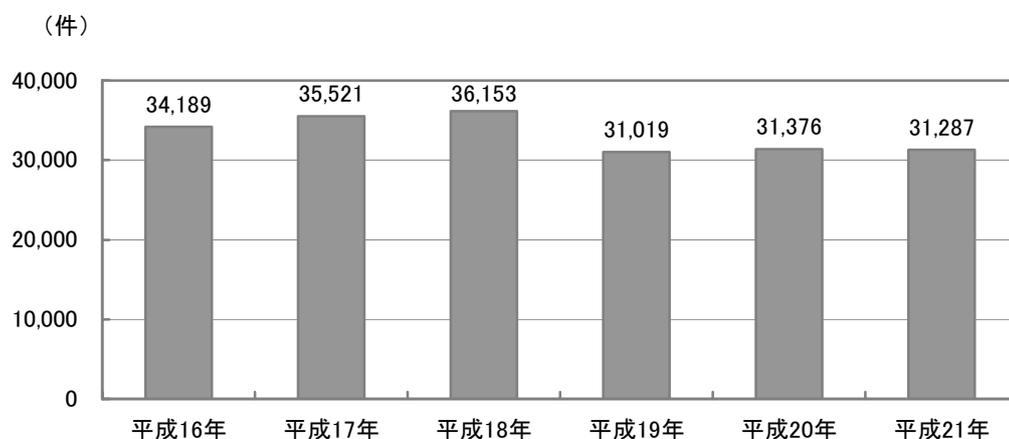
資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

<福社会館>



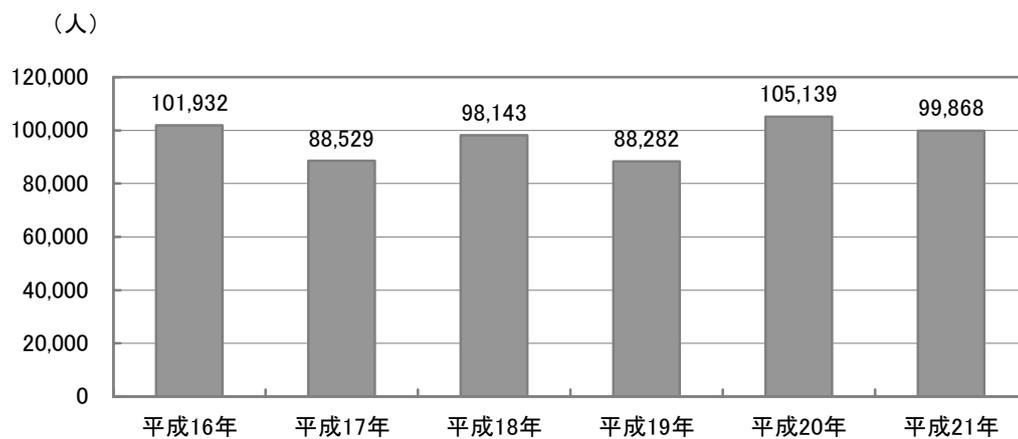
資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

②芦屋市立体育館・青少年センターの利用状況



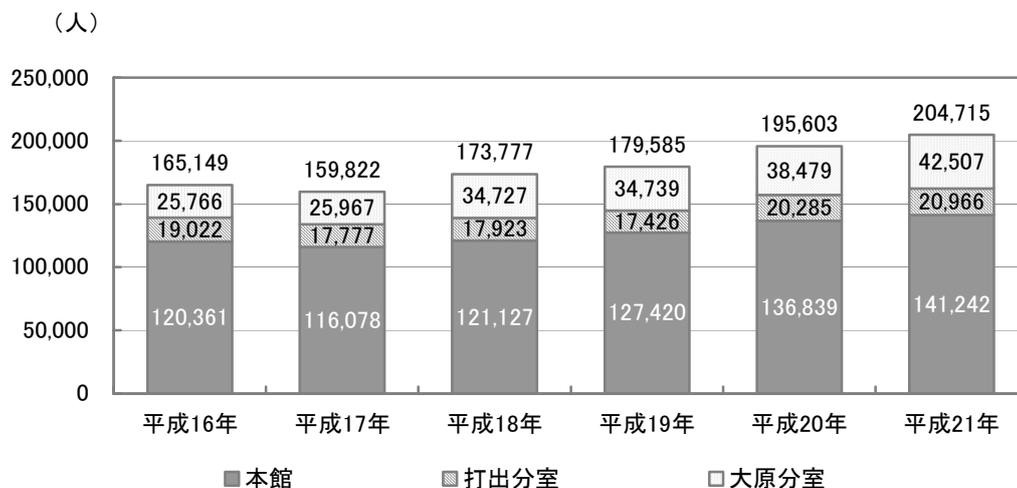
資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

③プールの利用状況



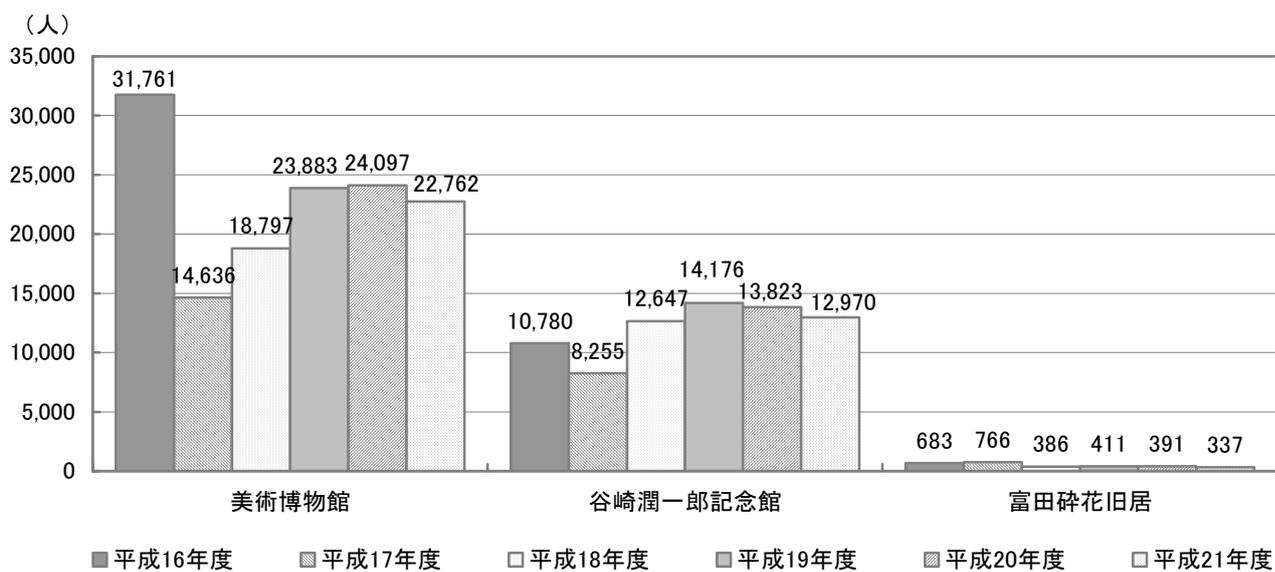
資料：平成 21 年版 芦屋市統計書，平成 21 年度 事務報告書

④図書館の利用状況

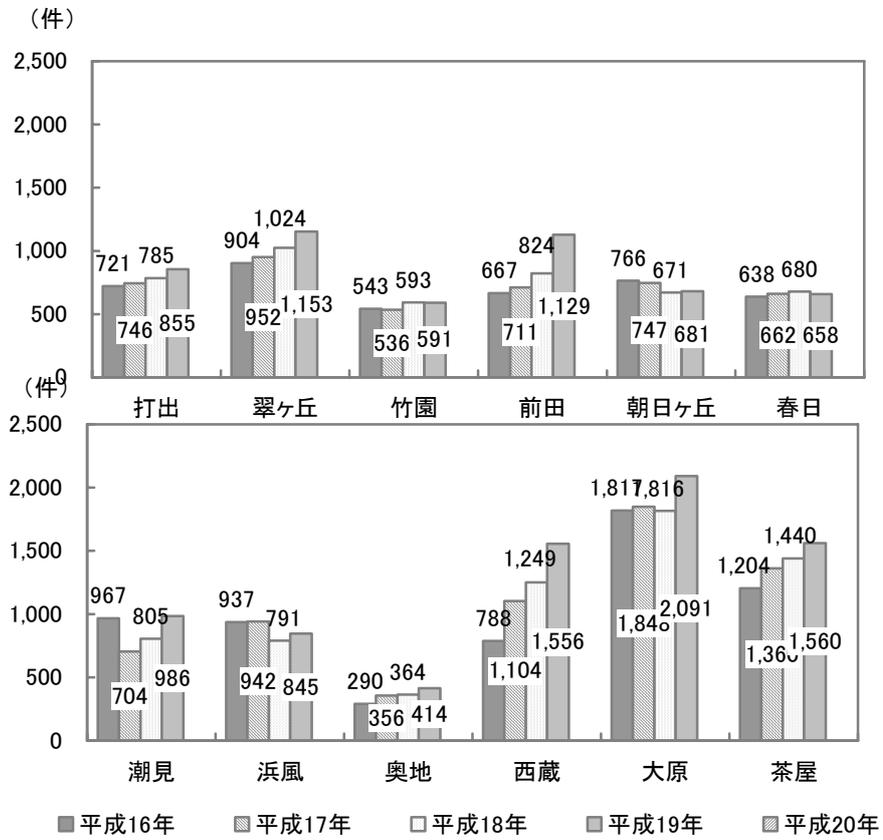


資料：平成21年版 芦屋市統計書，平成21年度 事務報告書

⑤文化施設入館数の推移



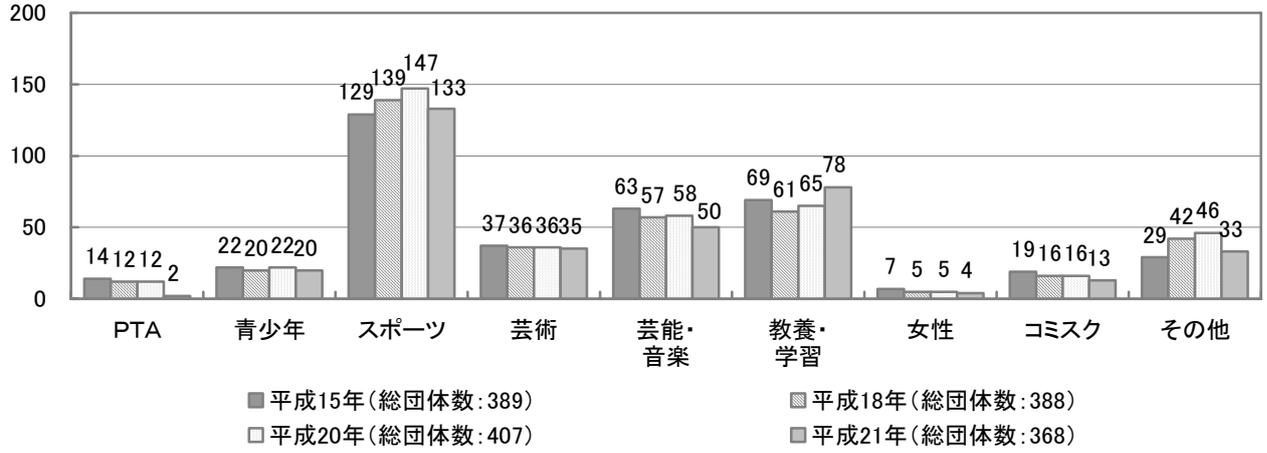
⑥集会所の利用状況



資料：平成20年版 芦屋市統計書，平成20年度 事務報告書

⑦社会教育関係団体の登録状況

(団体)



資料：芦屋市HP（平成15年・平成18年は9月1日現在，平成20年は3月1日，平成21年は3月1日現在）

※その他：ユネスコ活動，ボランティア活動，親子活動，高齢福祉に関する活動，障害福祉に関する活動など